

民法改正が法人税の取扱いに与える影響について

三 上 純 平

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 研 究 員 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的

平成 29 年 5 月、民法における債権関係の規定について、約 120 年ぶりの大改正が行われた。改正された項目は多岐にわたっているところ、制度が大きく変わった項目の一つとして消滅時効制度が挙げられ、職業別に定められていた 3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が廃止され（民法 170 条～174 条（以下、民法の条文番号を示す場合、平成 29 年 5 月改正前を「民法」とし、改正後を「新民法」とする。）、権利を行使することができることを知った時から 5 年の消滅時効が追加された（新民法 166 条 1 項 1 号）（権利を行使することができる時から 10 年の消滅時効は維持されている（新民法 166 条 1 項 2 号）。）。

他方、法人税法は、企業活動から生じる所得を課税の対象としているため、商法及び会社法と関連する取扱いが多く存在し、民法と関連する取扱いは決して多くはないものの、貸倒損失の取扱いについて、短期消滅時効制度と関連するとされるものがある。それは、売掛債権に係る貸倒れの判定基準が示されている法人税基本通達（以下、通達番号を示す際「法基通」という場合がある。）9-6-3《一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ》であり、取引停止以後 1 年以上経過した場合に貸倒れとして損金処理が認められている。この通達は、貸倒れに関する事実認定を形式的な基準によって行うものである。貸倒れに関する事実認定は、課税実務上、困難を伴う場面も多く、納税者と課税庁が争うことも少なくない。このような状況を考慮すると、この通達による形式的な貸倒れの判定は、課税実務において重要な取扱いであるといえ、その存在意義は大きい。

短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連については、この通達は短期消滅時効制度の存在を考慮しつつ定められたなどと説明されているが、短期消滅時効制度のどのような部分が考慮されたのかなど、具体的な関連は明らかではない。関連する内容によっては、短期消滅時効制度が廃止されたこと

に伴い、法基通 9-6-3 は合理性を有さなくなり廃止すべきということもあり得るが、この通達の存在意義からすると、その場合における課税実務への影響は非常に大きいと考えられる。

そのため、本稿では、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の具体的な関連及びこの通達が発遣された趣旨等を明らかにし、短期消滅時効制度の廃止に伴い、この通達が見直される必要性の有無について検討する。なお、検討に当たっては、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連の前提となる民法における消滅時効と法人税法における貸倒損失の関係、具体的には消滅時効が援用された場合の法人税法上の取扱いについて、様々な見解が確認され、必ずしも整理されていないと思われるため、まずこの点について、整理・検討を行う。

2 研究の概要

(1) 消滅時効制度と貸倒損失

イ 消滅時効が援用された場合の法人税法上の取扱い

消滅時効が援用された場合、法律上、債権が消滅する（新民法 145 条、166 条 1 項（民法 145 条、167 条 1 項））ため、その債権は回収不能となり、援用された時点で損失は確定する。そのため、法人税法上、寄附金等、別段の定めに該当する場合を除き、損金の額に算入される（法人税法 22 条 3 項）。消滅時効が援用された場合の法人税法における貸倒損失の取扱いについては、このように整理できると考えるが、様々な見解が確認され、必ずしも整理されていない。この点、貸倒損失における事実認定については、課税実務上、法基通 9-6-1 から 9-6-3 までに該当するか否かにより行われている面があるところ、消滅時効が援用された場合については、これらの通達に示されていないことが、原因の一つではないかと考えられる。そこで、これらの通達のうち、債権が切り捨てられ、法律上、消滅した場合等の取扱いが示されている法基通 9-6-1 《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》につ

いて、検討を行った。

ロ 法人税基本通達 9-6-1 の検討

法基通 9-6-1 では、消滅時効が援用された場合は示されていないものの、その発遣・改正経緯等を確認したところ、この通達に示されている場合について、厳格な限定列举として積極的に解する理由は乏しく、むしろ例示列举として解するべきと考えられる。また、この通達に示されている場合の特徴を精査した結果、この通達は、法律上、債権が消滅したことの前提として、債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されている手続を経ているか、又は、債権の全部若しくは一部が経済的に無価値となっているかという事実認定を必要としている取扱いであると整理することができる。そして、この事実認定については、法人税法 37 条の寄附金課税の事実認定に通じる部分があり、この意味において、この通達は、法律上、債権が消滅した場合について、寄附金と認定されない限り、貸倒れとして損金の額に算入されることを示しているものといえる。

ハ 時効により消滅した債権に係る寄附金該当性の検討

時効の援用は、債務者の意思表示によりその効果が生じ、債権者の自由な意思が介在するものではないため、時効の援用による債権の消滅については、基本的には債権者から債務者への「贈与」又は「無償の供与」があったとは認められず、寄附金に該当しないと考えられる。しかし、時効の援用の前提である時効の完成については、債権者が意図的に成立させることができる点に留意する必要がある。また、債権者が贈与する意思を有していない場合であっても、経済的な効果から贈与があったと認められる場合もある。

そのため、時効の援用により債権が消滅した場合については、基本的には、寄附金に該当しないと考えられるものの、必ずしも一様に決するわけではなく、一定の事実認定が必要となる。

なお、時効により債権が消滅した場合の寄附金該当性については、債

権回収のための適切な努力をしなかったため寄附金となる可能性が高いとする見解や、時効が完成したことに対して債権者に帰責性があるため無税償却は認められないとする見解がある。回収努力や帰責性については、寄附金の事実認定における一つの間接事実となり得ることは否定しないが、真実として時効期間を失念していた場合についてまで贈与があったと認定される可能性は低く、また、債権の額等に応じて選択された電話による督促等の回収方法が、事業上、合理的である場合には、それにより時効が完成したからといって、必ずしも債権者に帰責性が認められるわけではないことに留意する必要がある。

(2) 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3

イ 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の比較

短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の対象債権や存在理由等について比較を行った。その結果をまとめると次表のとおりとなるが、この比較からは関連性は見いだせなかった。

	法人税基本通達 9-6-3 (1)	民法 173 条、174 条	判定
対象債権	売掛債権 (貸付金等を除く)	職業別の債権	×
起算点	取引停止時	権利行使することができる時 (民法 166 条)	×
期間	1 年以上	1 年、2 年	△
効果	損金処理が認められる	時効が完成する (援用で消滅)	×
継続取引	継続取引のみ	単発取引も含む	×
債権保全	履行が遅滞しても直ちに 債権確保の手続をとるのは 事実上困難	単発取引の場合等、担保 を取る場合もあり得る	×
発生頻度	大量回帰的	日常頻繁に生ずる	△

金額	特になし ((2) は少額)	少額	×
領収証	特になし	不交付・不保存	×

※ 「判定」欄の「×」は不一致、「△」は一部一致を示している。

ロ 法人税基本通達 9-6-3 の発遣・改正経緯からの検討

法基通 9-6-3 に相当する取扱いである法基通 78 の 4 は、昭和 39 年に発遣された際、債務者との取引の停止後 2 年以上を経過した場合に貸倒れとして損金処理が認められるものであり、この「2 年」という期間が短期消滅時効制度と関連する部分と説明されていた。そして、具体的な関連については、当時の課税庁の説明を踏まえると、この通達の対象となる債権が売掛金等であるところ、必ずしも明確な対応関係が念頭にあったわけではないものの、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定した上で、商品売買代金に係る債権における 2 年の時効期間を参考としたものと解するのが妥当であるという結論を得た。

しかし、昭和 42 年、この通達は、短期消滅時効制度が改正されていないにもかかわらず、当時の貸倒れの状況を考慮し、その期間が「2 年」から「1 年」に改正されており、その後において 1 年の時効期間を規定する民法 174 条を考慮したと説明されているものの、この改正により対象債権の類似性は希薄化し、この通達と短期消滅時効制度の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度となったと解される。

なお、昭和 39 年当時、この通達の発遣理由は、債務者との取引を停止して一定期間弁済がなくても、債務者が事業を継続しているような場合には、なお弁済能力があるものとして貸倒れの経理が認められないことが、貸倒れの実情にそぐわない面があったこと及び未収差益勘定制度の廃止に代わる救済措置を講ずる必要があったことと説明されている。

3 結論（まとめ）

- (1) 消滅時効制度と貸倒損失の関係は、消滅時効制度における債権の発生から消滅までの一連において、ある債権が発生し、時効が完成した後、時効が援用された時、寄附金等に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されるという関係となる。
- (2) 短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度であり、時効の完成など、消滅時効制度における法的効果と関連を有するものではない。そのため、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、法基通 9-6-3 は影響を受けるものではないと考えられる。
- (3) 短期消滅時効制度が廃止されたことにより、3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が適用されていた債権は、5 年の一般消滅時効が適用されるため時効の完成が遅くなり、それに伴い、時効が援用される時期も遅くなる。そのため、消滅時効により貸倒損失となる時期も遅くなり、法律上、債権が消滅していない場合の貸倒れの取扱いである法基通 9-6-3 が適用される期間は延び、その適用場面の増加が見込まれる。

また、現実問題としては、時効期間が延びたからといって債権の回収可能性は必ずしも高くなるものではないことからすると、短期消滅時効制度の廃止により、法人の帳簿上、回収可能性の低い債権が滞留する傾向が強くなることが想定される。

そうすると、回収不能の事実認定が困難である課税実務において重要な取扱いである法基通 9-6-3 は、短期消滅時効制度の廃止により、その重要性が増加するといえる。
- (4) 以上のことから、法基通 9-6-3 は、短期消滅時効制度の廃止にかかわらず、改正すべきではないと結論づけられる。

目 次

はじめに	120
第 1 章 民法改正について	122
第 1 節 民法改正の概要	122
1 民法改正の経緯・必要性	122
2 民法改正の対象範囲・主な改正内容	123
第 2 節 短期消滅時効制度と売掛債権に係る貸倒損失	124
1 短期消滅時効制度と売掛債権に係る貸倒損失の関連	124
2 売掛債権に係る貸倒損失の取扱いの存在意義	125
第 2 章 消滅時効制度と貸倒損失	127
第 1 節 消滅時効制度と貸倒損失の関係	127
1 消滅時効制度の改正による貸倒損失への影響についての指摘	127
2 消滅時効制度に関する貸倒損失についての見解	128
第 2 節 消滅時効制度及び改正の概要	130
1 消滅時効制度の概要	130
2 消滅時効制度に関する改正の概要	132
第 3 節 法人税法における貸倒損失の取扱い	132
1 法人税法における貸倒損失	132
2 法人税基本通達における貸倒損失	133
3 消滅時効が援用された場合の法人税法上の取扱い	134
第 4 節 法人税基本通達 9-6-1 についての検討	135
1 法人税基本通達 9-6-1 は限定列举か例示列举か	135
2 法人税基本通達 9-6-1 における事実認定	141
3 法人税基本通達 9-6-1 における事実認定に対する法人税法 からの捉え方	145
第 5 節 時効により消滅した債権に係る寄附金該当性の検討	147
1 時効により消滅した債権の寄附金該当性	147

2 時効により消滅した債権が寄附金に該当するかの具体的な事実 認定	149
第 6 節 短期消滅時効制度の廃止による時効消滅に係る貸倒損失への 影響	151
第 3 章 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3	153
第 1 節 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連	153
1 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連についての 指摘	153
2 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連についての 検討方法	155
第 2 節 短期消滅時効制度の概要	156
1 短期消滅時効制度の対象債権	156
2 時効制度、消滅時効制度及び短期消滅時効制度の存在理由	157
3 短期消滅時効制度の立法経緯	159
4 短期消滅時効制度が廃止された経緯	161
第 3 節 法人税基本通達 9-6-3 の概要及び民法 173 条、174 条との 比較	162
1 法人税基本通達 9-6-3 の概要	162
2 法人税基本通達 9-6-3 (1) と民法 173 条、174 条の比較	163
第 4 節 法人税基本通達 9-6-3 の発遣・改正経緯からの検討	167
1 法人税基本通達 9-6-3 の発遣・改正経緯と短期消滅時効 制度の関連	167
2 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが発遣される前の関連通達	168
3 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが発遣された時の説明等 からの検討	172
4 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが改正された時の説明等 からの検討	177
第 5 節 短期消滅時効制度の廃止による法人税基本通達 9-6-3	

への影響	183
おわりに	186

はじめに

平成 29 年 5 月 26 日、第 193 回国会において、「民法の一部を改正する法律案」が可決、同年 6 月 2 日に公布され、一部の規定を除き、平成 32 年 4 月 1 日から施行することとされた。この法律案は、明治 29 年の制定・公布以来、全般的な見直しが行われていなかった債権関係の規定について、約 120 年ぶりに改正するものである。改正された項目は多岐にわたっているところ、制度が大きく変わった項目の一つとして消滅時効制度が挙げられ、職業別に定められていた 3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が廃止され、消滅時効期間が統一されることとなった。

他方、法人税法は、企業活動から生じる所得を課税の対象としているため、商法及び会社法と関連する取扱いが多く存在し、民法と関連する取扱いは決して多くはないものの、貸倒損失の取扱いについて、短期消滅時効制度と関連するとされるものがある。それは、売掛債権に係る貸倒れの判定基準が示されている法人税基本通達（以下、通達番号を示す際「法基通」という場合がある。）9-6-3《一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ》であり、取引停止以後 1 年以上経過した場合に貸倒れとして損金処理が認められている。この通達は、貸倒れに関する事実認定を形式的な基準によって行うものである。貸倒れに関する事実認定は、課税実務上、困難を伴う場面も多く、納税者と課税庁が争うことも少なくない。このような状況を考慮すると、この通達による形式的な貸倒れの判定は、課税実務において重要な取扱いであるといえ、その存在意義は大きい。

短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連については、この通達は短期消滅時効制度の存在を考慮しつつ定められたなどと説明されているが、短期消滅時効制度のどのような部分が考慮されたのかなど、具体的な関連は明らかではない。関連する内容によっては、短期消滅時効制度が廃止されたことに伴い、法基通 9-6-3 は合理性を有さなくなり廃止すべきということもあり得るが、この通達の存在意義からすると、その場合、貸倒れの事実認定について納税者

と課税庁の争いが増加するなど、課税実務への影響は非常に大きいと考えられる。

そのため、本稿では、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の具体的な関連及びこの通達が発遣された趣旨等を明らかにし、短期消滅時効制度の廃止に伴い、この通達が見直される必要性の有無について検討する。

なお、検討に当たっては、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連の前提となる民法における消滅時効と法人税法における貸倒損失の関係について、必ずしも整理されていないと思われるため、まずこの点について、整理・検討を行う。

第 1 章 民法改正について

第 1 節 民法改正の概要

1 民法改正の経緯・必要性

平成 29 年 5 月 26 日、第 193 回国会において、「民法の一部を改正する法律案」が可決、同年 6 月 2 日に公布され、一部の規定を除き、平成 32 年 4 月 1 日から施行することとされた。

この法律案は、平成 21 年 10 月 28 日に法務大臣から法制審議会へ発せられた「民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」という諮問⁽¹⁾を受け、検討されたものである⁽²⁾。

この諮問において「同法制定以来」とされているように、民法のうち債権関係の規定については、平成 16 年に表現が現代用語化された際に保証制度に関する見直しが行われるなど、部分的な改正は行われていたものの、これまで全般的な見直しは行われていなかったため、おおむね明治 29 年の制定当時の規定内容のまま現在に至っていた⁽³⁾。制定以降、約 120 年の間、我が国の社会・経済情勢は大きく変化している。取引の内容は高度化・複雑化し、制定当時には想定されていなかったような取引も発生しており、規定内容の中には、時代に合わなくなっているものも少なくない⁽⁴⁾。また、この間、膨

(1) 法務省ホームページ「諮問第 88 号」(<http://www.moj.go.jp/content/000005084.pdf>) (最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日)。

(2) 契約法を中心とした債権法を抜本的に改正する機運の盛り上がりは、1990 年代あたりからあったとされている（潮見佳男「民法改正総論：改正趣旨から学説・実務上の課題・展望まで」企業会計 69 巻 10 号（2017）14 頁）。

(3) 大村敦志、道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017）2 頁〔筒井健夫執筆〕。

(4) 潮見・前掲注(2)14 頁。

大な数の判例が蓄積され、さらに、実務に広く受け入れられ解釈の前提となっている確立した学説上の考え方も数多く存在するようになったが、これらの判例や学説の内容は、条文からは必ずしも容易に読み取ることができないものも少なくないため、民法が定める基本的なルールが法律の専門家以外には分かりにくい状態となっていた⁽⁵⁾。このような問題に対応するため、この民法改正では、取引に関する最も基本的なルールが定められている債権関係の規定を中心に、見直しが行われた⁽⁶⁾。

2 民法改正の対象範囲・主な改正内容

この民法改正における対象範囲は、上記 1 の諮問において「債権関係の規定について、(中略) 契約に関する規定を中心に見直しを行う」とされていることから、「総則」、「物権」、「債権」、「親族」及び「相続」の五つの編で構成される民法のうち、第三編「債権」の第一章「総則」及び第二章「契約」のほか、第一編「総則」のうち契約に係る第五章「法律行為」(契約が成立するための要件) 及び第七章「時効」(契約により成立した債権の存続期間) が中心となっている。

改正された項目は、従来規定されていた内容を実質的に変更するもののほか、確立された判例法理や学説を明文化するもの、形式的に文言を整理するものなど、多岐にわたっており、小さなものまで含めると合計 200 程度あるとされている⁽⁷⁾。具体的な改正内容について、諮問において示された観点を踏まえいくつか例を挙げると、社会・経済の変化への対応を図るという観点から、消滅時効期間の統一(短期消滅時効制度の廃止)、法定利率が変動する制度の導入、事業用融資に係る個人保証について公証人による意思確認手続の新設、定型約款に関する規定の新設、そして、国民一般に分かりやすいものとするという観点から、意思能力(判断能力)を有しないでした法律行為

(5) 大村、道垣内・前掲注(3) 3 頁〔筒井執筆〕。

(6) 同上。

(7) 法務省ホームページ「民法(債権関係)改正 Q & A」(<http://www.moj.go.jp/content/001230133.pdf>) (最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日)。

は無効であることの明記、将来債権譲渡（担保設定）が可能であることの明記、貸貸借終了時の敷金返還や原状回復に関する基本的なルール of 明記などが挙げられる⁽⁸⁾。

第 2 節 短期消滅時効制度と売掛債権に係る貸倒損失

1 短期消滅時効制度と売掛債権に係る貸倒損失の関連

法人税法は、企業活動から生じる所得を課税の対象としているため、商法及び会社法と関連する取扱いが多く存在し、民法と関連する取扱いは決して多くはないものの、貸倒損失の取扱いについて、短期消滅時効制度と関連するとされるものがある。それは、売掛債権に係る貸倒れの判定基準が示されている法基通 9-6-3 である。この通達は、継続的な取引を行っていた債務者との取引を停止し、停止した時以後 1 年以上経過した場合に、その債務者に対して有する売掛債権の額から備忘価額を控除した残額について、貸倒れとして損金の額に算入することが認められるものであり、民法 173 条、174 条（以下、民法の条文番号を示す場合、平成 29 年 5 月改正前を「民法」とし、改正後を「新民法」とする。）に規定されている売掛債権に係る短期消滅時効制度の存在を考慮しつつ定められたものとされている⁽⁹⁾。

しかし、短期消滅時効制度のどのような部分が考慮されたのかなど、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の具体的な関連は明らかではない。関連する内容によっては、短期消滅時効制度が廃止されたことに伴い、法基通 9-6-3 は合理性を有さなくなるなど、廃止に伴う影響が懸念される。

(8) 前掲注(7)、法務省ホームページ「民法（債権関係）の見直し～『民法の一部を改正する法律』の概要～」(<http://www.moj.go.jp/content/001230132.pdf>)（最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日）。

(9) 有安正雄ほか監『逐条詳解法人税関係通達総覧・法人税基本通達編』第 2 巻（第一法規、加除式）2587 頁。

2 売掛債権に係る貸倒損失の取扱いの存在意義

法基通 9-6-3 は、法人税法における貸倒れに関する事実認定について、形式的な判定基準が示された通達である。法人税法における貸倒れとは、売掛金や貸付金などの債権が回収不能となった場合の損失をいい、この回収不能となった場合には、法的な手続により法律上、その債権が消滅した場合や債務者の支払能力の喪失等からその債権が経済的に無価値となった場合がある。法律上、消滅した場合については、その債権が消滅しているため、回収不能であることは客観的に明らかであるが、経済的に無価値となった場合については、債務者の支払能力等を正確に測定することは困難であり、また、その測定において主観の入る余地があることから、回収不能の事実認定において、納税者と課税庁の間で争いが生じることも少なくない。

例えば、有名な判例としていわゆる興銀事件⁽¹⁰⁾がある。この事件では、銀行が、自ら設立母体となっていた住宅金融専門会社に対して行った債権放棄による損失について、損金の額に算入されるかが争われており、判決では、回収不能かどうかの判定に当たって、債権者側の事情等をも考慮の対象となることが明らかにされた⁽¹¹⁾。この判決に対しては、学者、実務家による様々な論評があり、今後の課税実務において、この判決をいかに位置付け、貸倒損失の認定基準をどのように考えていくのかについては、その見解は一様ではないとされている⁽¹²⁾。このように、判例において示された判定基準であっても学者等の見解が一様ではないのであるから、貸倒れに関する事実認定については、課税実務上、非常に困難を伴うものであることが伺える。

法基通 9-6-3 は、このような貸倒れに関する事実認定が困難であることに對する一つの解決策として、存在意義を有していると考えられる。なぜなら、この通達は、法律上、存在する債権に係る回収不能の事実認定を、形

(10) 最高裁平成 16 年 12 月 24 日判決・民集 58 卷 9 号 2637 頁。

(11) 小原一博『法人税基本通達逐条解説〔八訂版〕』（税務研究会出版局、2016）876 頁～877 頁。

(12) 矢田公一「金銭債権の貸倒損失の認定基準について - 住専処理問題を題材として -」税務大学校論叢 58 号（2008）189 頁。

式的な基準により行うものであり、その判定において主観の入る余地はなく、判断が分かれることもない。そのため、この通達による回収不能の事実認定において、納税者と課税庁の間で争いが生じることはない。また、その形式的な基準が合理性を有する限り、課税公平主義にも合致する取扱いであるといえる。この存在意義からすると、法基通 9-6-3 は、貸倒損失に関する課税実務において、重要な取扱いであるといえる。仮に、短期消滅時効制度が廃止されたことに伴いこの通達も廃止された場合、課税実務に対する影響は非常に大きく、納税者と課税庁による争いが増えることは想像に難しくない。

そのため、本稿では、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の具体的な関連及びこの通達が発遣された趣旨等を明らかにし、短期消滅時効制度の廃止に伴い、この通達が見直される必要性の有無について検討する。

なお、検討に当たっては、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連の前提となる民法における消滅時効と法人税法における貸倒損失の関係について、必ずしも整理されていないと思われるため、第 2 章においてこの点を確認し、その後、第 3 章において、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連等を確認し、短期消滅時効制度の廃止が法基通 9-6-3 に与える影響について検討を行う。

第 2 章 消滅時効制度と貸倒損失

第 1 節 消滅時効制度と貸倒損失の関係

1 消滅時効制度の改正による貸倒損失への影響についての指摘

今回の民法改正において改正された項目の中でも、消滅時効制度の改正については、その取扱いが大きく変更された項目の一つである。改正前、債権の消滅時効は、権利を行使することができる時から、原則 10 年、例外として職業別に 3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が規定されていたところ、この改正により、債権の消滅時効に、権利を行使することができることを知った時から 5 年が追加され、職業別の短期消滅時効は廃止された。この結果、これまで短期消滅時効が適用されていた債権については、時効期間が延びることとなった。この消滅時効制度の改正による法人税法における貸倒損失に対する影響として、貸倒れとして損金処理がしにくくなるのではないかというような声がある⁽¹³⁾。

具体的には、「消滅時効にかかったと債務者が主張する債権は、税務署も回収不能と認めていた。短期消滅時効が廃止されたことで、今後は損金として計上できない未処理の期間が長くなり、それだけ暫定的に税金を納めすぎる状態が続くことも意味する。」⁽¹⁴⁾や「支払い督促などの法的措置を講じ時効で敗訴すれば、ほぼ確実に損金処理が認められるのは、コスト削減や予測可能性の点でもメリットが大きい。時効期間の伸長は、業者によってはコスト増の要因になるおそれがある。」⁽¹⁵⁾とされている。これらは、時効により法律上、債権が消滅した場合について、短期消滅時効が廃止されたことによって、時効期間が延長され、税務上、損金処理をすることができる時期が遅く

(13) 三平聡史「飲み屋のツケ、病院の診療代……時効 10 年に統一し、煩雑さ解消」エコノミスト 95 巻 27 号 (2017) 25 頁、莊司雅彦「短期消滅時効の廃止で債権者にメリットは？」週刊東洋経済 6745 号 (2017) 41 頁。

(14) 三平・前掲注(13)25 頁。

(15) 莊司・前掲注(13)41 頁。

なることを指摘している点では一致していると思われる。しかし、前者は「税務署も回収不能と認めていた。」としているのに対して、後者は「ほぼ確実に損金処理が認められる」としていることから、後者は損金処理をすることができない可能性を含んでおり、時効により法律上、債権が消滅した場合について、損金処理が認められるかという点では、これらの記載には違いが見受けられる。

2 消滅時効制度に関する貸倒損失についての見解

消滅時効制度に関する法人税法における貸倒損失の取扱い、具体的には「消滅時効が完成した場合」及び「消滅時効が援用された場合」に係る貸倒損失について、一般的な解説を確認すると、まず、前者の「消滅時効が完成した場合」については、民法の解釈上、時効期間が経過しただけでは債権が消滅するという法律効果は生じず、また、債務者が時効の利益を放棄し債務を承認する場合もあることから、法人税法上、消滅時効が完成したことのみをもって回収不能とは認められず、貸倒れとして損金処理をすることはできないという見解で一致している⁽¹⁶⁾。

一方、「消滅時効が援用された場合」については、解説における見解が一致しているとはいえない。具体的には、「消滅時効による債権の消滅という事態が稀なことであるだけに一義的にその損金性が認められるものではないであろう。」とするもの⁽¹⁷⁾、債権管理が不十分であったため時効が完成してしまった場合に、債権者と特殊な関係にない債務者が債務の承認をしないときは、

(16) 大淵博義「貸倒損失」税経通信 39 巻 12 号 (1984) 194 頁、原一郎「貸倒損失」日税研論集 42 号 (1999) 236 頁、金井肇「過年度に発生した貸倒れの発覚とその事後対応」税理 51 巻 15 号 (2008) 57 頁～58 頁、野原武夫『Q & A 貸倒れをめぐる税務 - 税務処理と申告実務 - 』（新日本法規出版、2003）58 頁～59 頁など。また、所得税の裁判例において、「売掛金について消滅時効が完成しても、債務者が時効を援用せずに支払うこともあり得るから、これを代金全額の回収不能が明らかになった場合と同視して、貸倒れと認めるのは相当でない」と判示されたものもある（東京地裁平成 5 年 10 月 8 日判決・税務訴訟資料 204 号 3637 頁）。

(17) 大淵・前掲注(16)194 頁。

貸倒処理が認められるとするもの⁽¹⁸⁾、「法律上厳密な意味での援用が行われなくても、相手方の援用の意思が確認されていれば貸倒処理が可能となろう」とするもの⁽¹⁹⁾、「寄附金扱いとなるものを除き、貸倒損失として処理される」というもの⁽²⁰⁾、債務者に資力喪失等の事由が生じていない場合には、原則、貸倒損失の計上は認められず、法基通 9-6-1 から 9-6-3 までの三つのタイプのいずれかに該当する必要があるとするもの⁽²¹⁾、消滅時効が貸倒損失の計上要件とされていないのは「貸倒れの考え方は本来債権者側が債権回収のためのあらゆる努力をしその努力の甲斐なく貸倒れに至ったものの最終処理を認めるものであり、何も回収の努力をせずに放置をしたものに無税償却の機会是与えられないとの解釈によるものと思われる。」とするもの⁽²²⁾、「消滅時効が完成し、債務者がそれを援用したからといって、すぐに貸倒損失になるものではない。」とするもの⁽²³⁾など、様々な見解がある。

このように「消滅時効が援用された場合」の法人税法における貸倒損失の取扱いについては、様々な見解があり、必ずしも整理されていないと思われるため、今回の民法改正以前から存在する問題ではあるが、まず、この点を整理し、整理した内容を踏まえ、消滅時効制度の改正が法人税法における貸倒損失の取扱いに与える影響を検討する。

(18) 田中豊『不良債権の税務』（大蔵財務協会、1994）59 頁。

(19) 原・前掲注(16)237 頁。

(20) 杉本茂、山岸健一「再生税務の落とし穴（5）消滅時効にかかった不良債権の償却」ターナアラウンドマネージャー 4 巻 11 号（2008）102 頁。

(21) 植木康彦「Selection Q & A 消滅時効と貸倒れ」税務 Q A 73 号（2008）40 頁～42 頁。

(22) 大崎史雄「消滅時効にかかった不良債権の償却」税務弘報 55 巻 14 号（2007）43 頁。

(23) 増子豊彦「法人税実務 消滅時効に係る債権者の税務処理とその手続」税理 49 巻 6 号（2006）167 頁。

第 2 節 消滅時効制度及び改正の概要

1 消滅時効制度の概要

(1) 債権に係る消滅時効期間

消滅時効とは、権利の不行使という事実状態と一定の期間の継続を要件として権利が消滅する時効をいい⁽²⁴⁾、改正前の民法において、債権の消滅時効は、原則、権利を行使することができる時（客観的起算点）から 10 年とされ（民法 166 条 1 項、167 条 1 項）、職業別に 3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効（民法 170 条～174 条）が規定されていた。また、今回の民法改正に併せて廃止された商法 522 条（以下「旧商法 522 条」という。）において、商行為によって生じた債権について 5 年の商事消滅時効が規定されていた。

(2) 時効の完成と時効の援用

民法 167 条 1 項は、債権の消滅時効について、「債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。」と規定しており、権利の不行使が 10 年間継続した場合には、権利の消滅の効果が生じる。このように、定められた時効期間が満了することを「時効の完成」という⁽²⁵⁾。

一方、民法 145 条は、「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。」と規定しており、時効が完成すれば直ちに時効の効果が全て生じるわけではなく、少なくとも裁判所に認められるためには、さらに「時効の援用」が必要とされている⁽²⁶⁾。判決においては、「時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるものと解するのが相当」と判示されており⁽²⁷⁾、学説上のいわゆる不確定効果

(24) 我妻榮『新訂 民法総則』（岩波書店、1965）483 頁。

(25) 松岡久和、中田邦博編『新・コンメンタール民法（財産法）』（日本評論社、2012）233 頁。

(26) 同上。

(27) 最高裁昭和 61 年 3 月 17 日判決・民集 40 巻 2 号 420 頁。

説⁽²⁸⁾のうち停止条件説⁽²⁹⁾が判例の立場である⁽³⁰⁾。

(3) 消滅時効の障害事由

時効の進行や時効の完成を妨げる事由（時効の障害事由）には、「時効の中断」と「時効の停止」がある。「時効の中断」とは、時効が完成するまでの間に、時効の基礎となる事実状態と相容れない時効の中断事由（請求、差押え、仮差押え、仮処分又は承認）が発生した場合には、時効の進行が中断され、それまで進行した時効期間の効力が失われることをいい⁽³¹⁾、その中断事由が終了した時から新たな時効が進行を開始する（民法 157 条）。なお、債権者が裁判外で請求することを「催告」といい、時効の中断の効果をを得るためには、催告後 6 月以内に裁判上の請求等をする必要がある（民法 153 条）、また、繰返しの催告により時効の完成までの期間が延びることはない⁽³²⁾。電話による支払の督促は、民法上、「催告」に該当するため、電話による督促を繰り返しても、時効が中断することはない。

「時効の停止」は、天災等により時効を中断することができない場合、その障害が消滅した時から 2 週間を経過するまでの間は、時効は完成しない（民法 161 条）など、一定の事由が発生・存在する場合に一定の期間、時効の完成を猶予するものであり、中断のように既に進行した時効期間を

(28) 「時効が完成しただけでは、権利の取得や消滅という時効の効果は不確定的にしか生じておらず、時効の完成に加えて時効の援用があつてはじめて、時効の効果が確定的に生ずるとする見解」（松岡、中田・前掲注(25)234 頁）。

(29) 「時効の完成だけでは未だ時効の効果は発生せず、当事者の援用によつてはじめて（つまり援用を停止条件として）その効果が生ずるとする見解」（松岡、中田・前掲注(25)235 頁）。

(30) 不確定効果説のほか、時効の完成によつて権利の取得や消滅という実体法上の効果は確定的に生ずるのであるが、援用がない限り、裁判上は時効に基づく効果は認められないとする確定効果説や時効制度を、そもそも、権利の得喪という実体法上の効果を生じさせる制度ではなく、訴訟法上の意味を持つ（事実状態の継続を法定証拠として認めた）制度として捉える訴訟法説がある（松岡、中田・前掲注(25)234 頁～235 頁）。古い判例においては確定効果説が採用されているとみられるものがあり（大審大正 8 年 7 月 4 日判決・民録 25 輯 1215 頁）、最高裁昭和 61 年 3 月 17 日判決（前掲注(27)）の原審（大阪高裁昭和 58 年 11 月 30 日判決・民集 40 卷 2 号 436 頁）においても、時効の完成により権利が消滅する旨、判示されていた。

(31) 松岡、中田・前掲注(25)244 頁。

(32) 松岡、中田・前掲注(25)249 頁。

無効にするものではなく、一時的に時効の完成を猶予するものとされている⁽³³⁾。

2 消滅時効制度に関する改正の概要

債権の消滅時効について、職業別の短期消滅時効が廃止されるとともに、債権者が権利を行使することができることを知った時（主観的起算点）から 5 年の消滅時効が追加された（新民法 166 条 1 項 1 号）。また、「時効の中断」、「時効の停止」について、それぞれ「時効の更新」、「時効の完成猶予」に名称が改められた（新民法 147 条～161 条）。

第 3 節 法人税法における貸倒損失の取扱い

1 法人税法における貸倒損失

貸倒損失は、会計上及び税務上において定義されておらず、一般に「個人又は法人の売掛金、貸付金、その他の金銭債権が、相手方の弁済能力の喪失等により回収不能となったときの損失をいう。」⁽³⁴⁾のように説明されており、損失の一つであることから、法人税法 22 条 3 項 3 号に規定されている「損失」に該当することについては疑義がない⁽³⁵⁾。したがって、別段の定めがあるものを除き、その事業年度の損金の額に算入され、同条 4 項により、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されることとなる。ここでいう「別段の定め」とは、具体的には、同法 29 条から 61 条の 13 までと、同法 63 条及び 64 条の収益及び費用の帰属事業年度の特例と、さらに同法 65 条の政令委任の規定が含まれるとされている⁽³⁶⁾。これらの規定におい

(33) 松岡、中田・前掲注(25)255 頁～256 頁。

(34) 岩崎政明、平野嘉秋編『九訂版 税法用語辞典』（大蔵財務協会、2016）112 頁。

(35) 「金銭債権が現実に貸倒になった場合に、それが貸倒損失として必要経費または損金に算入されることはいうまでもない（所税 51 条 2 項、法税 22 条 3 項）」（金子宏『租税法〔第 22 版〕』（弘文堂、2017）393 頁）。

(36) 武田昌輔『DHC コンメンタール法人税法』（第一法規、加除式）第 2 巻 1121 頁。

て、貸倒損失の取扱いについて定めているものではなく、また、会計上においても貸倒損失の基準について明確にしたものはないことから、貸倒損失に該当するか否かの問題は、法令解釈の問題ではなく、事実認定（どのような状態になれば回収不能となったと認められるか）の問題であるとされている⁽³⁷⁾。

なお、回収不能となったと認められたからといって、法人税法上、その全てが損金の額に算入されるわけではない。それは、「別段の定め」に該当する場合であり、その一つとして、同法 37 条に規定されている寄附金がある。例えば、債権放棄等により、法律上、債権が消滅していたとしても、債務者の資力の状況によっては寄附金に該当する場合がある。この場合は、たとえ回収不能となったと認められる損失が生じていたとしても、法人税法においては、寄附金として取り扱われることとなり、同条により計算される限度額を超える部分については、損金の額に算入されない。したがって、法人税法上、貸倒損失として損金の額に算入されるのは、貸倒損失のうち同条に規定されている寄附金等、別段の定め該当しないものをいうのであって、この意味においては、貸倒損失から寄附金等、別段の定めを控除した部分と解することができる。

2 法人税基本通達における貸倒損失

貸倒損失に係る事実認定については、課税実務上、困難を伴う場面も多いことから、法人税基本通達では、貸倒れの判定に関する一般的な基準として法基通 9-6-1、9-6-2 及び 9-6-3 が示されている⁽³⁸⁾。法基通 9-6-1 は「法律上の貸倒れ」といわれており、更生計画認可の決定により債権が切り捨てられた場合等、法律上、債権が消滅した場合の基準が示されている。法基通 9-6-2 は「事実上の貸倒れ」といわれており、法律上、債権は存在するが、その債権が経済的に回収不能と認められる基準が示されている。これらの基準については、裁判例において、合理性を有すると判示

(37) 玉國文敏「貸倒損失と通達-その沿革的検討」税研 27 巻 1 号（2011）24 頁。

(38) 小原・前掲注(11)874 頁。

されている⁽³⁹⁾。また、法基通 9-6-3 は「形式上の貸倒れ」といわれており、売掛債権についての特例とされ、法律上、債権は存在し、回収不能と断定し得るまでは至っていないが、一定期間の取引停止等の形式的な基準により、事実上の貸倒れとして損金処理が認められるものである。このように、法人税基本通達では、債権が法律的に消滅した場合のほか、法律的には消滅していないが、事実上、回収見込みがないと判断されたものについて、貸倒損失に該当することが示されている。

3 消滅時効が援用された場合の法人税法上の取扱い

消滅時効が援用された場合については、法律上、債権が消滅するため、その債権は回収不能となり、援用された時点で損失は確定する。そのため、法人税法上、寄附金等、別段の定め該当する場合を除き、損金の額に算入される。消滅時効が援用された場合の法人税法における貸倒損失の取扱いについては、このように整理できると考えるが、第 1 節 2 のとおり、様々な見解があるのはなぜだろうか。この点、貸倒損失における事実認定については、課税実務上、法基通 9-6-1 から 9-6-3 までに該当するか否かにより行われている面があるところ⁽⁴⁰⁾、消滅時効が援用された場合については、これらの通達に示されていない。このことが、原因の一つではないかと考える。

そのため、次節では、法人税基本通達の内容を精査し、消滅時効が援用された場合について、法人税基本通達ではどのように判定されるのかを確認す

(39) 大阪高裁平成 17 年 2 月 18 日判決・税務訴訟資料 255 号順号 9936。

(40) 「貸倒損失の損金算入要件等については、法人税基本通達 9-6-1～9-6-3 に具体的な規定があり、実務上これらの通達に拠るところが大きい。」(中野真純「法律上・事実上・形式上の貸倒処理」税務弘報 57 巻 10 号 (2009) 25 頁)、「税務上の貸倒処理は、法令ではなく既述の通達に基づいて運用がなされているため、企業会計原則や会社計算規則に従って貸倒れを認識しても、債権が法律上消滅した場合を除き、費用(損金)処理を認めていない。」(松尾弘、益子良一編『新訂 民法と税法の接点 - 基本法から見直す租税実務 - 』(ぎょうせい、2007) 263 頁 [清久人執筆])、「貸倒損失として損金算入するためには、通達に定める要件を満たす必要があります。」(税理士法人プライスウォーターハウスクーパース編『精選法人税重要事例 400』(税務研究会出版局、2008) 384 頁)。

る。なお、法基通 9-6-1 から 9-6-3 までは、①法律上、債権が消滅した場合の取扱いである法基通 9-6-1 と②法律上、債権が消滅していない場合の取扱いである法基通 9-6-2 及び 9-6-3 の二つに分類することができ、消滅時効が援用された場合の法的効果は、法律上、債権が消滅することであるため、法基通 9-6-1 を検討の対象とする。

第 4 節 法人税基本通達 9-6-1 についての検討

1 法人税基本通達 9-6-1 は限定列举か例示列举か

法基通 9-6-1《金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ》では、法律上、債権が消滅した部分の金額について、貸倒れとして損金の額に算入することとなる場合が示されているが、消滅時効が援用された場合は示されていない⁽⁴¹⁾。そのため、この通達に示されている場合は限定列举であり、法律上、債権が消滅した場合に貸倒れとして損金の額に算入することとなる全ての場合が示されていると解するのであれば、消滅時効が援用された場合については、この通達の対象とはならないこととなる。他方、この通達に示されている場合は例示列举であり、示されていない場合であっても、貸

(41) (金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)

9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
 - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
 - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

倒れとして損金の額に算入することとなる場合があると解するのであれば、消滅時効が援用された場合についても、この通達の対象となり得る。したがって、法基通 9-6-1 の検討に当たっては、まず、この通達に示されている場合が限定列举なのか例示列举なのかについて確認する。

(1) 法人税基本通達 9-6-1 の発遣・改正経緯

法基通 9-6-1 は、昭和 25 年に法基通 116《貸金が回収不能と認められる場合》⁽⁴²⁾として発遣された（昭和 25 年 9 月 25 日付直法 1-100）。当初、貸倒れに関する通達は、この通達のみが示されており、現在のように法律上や事実上といった区分で分けられてはおらず、法律上、債権が消滅した場合については、「(5) 債務者の資力喪失等のため債権の放棄又は免除を行った場合」のみが示されていた。この通達では、「(6) 前各号に準ずる事情があり債権回収の見込のない場合」も示されており⁽⁴³⁾、また、課税庁の解説においても貸倒れの基準の例示であると説明されていたため⁽⁴⁴⁾、この通達に示されている場合が例示であったことは、間違いないと

(42) (貸金が回収不能と認められる場合)

116 貸金が回収不能であるかどうかは、当該貸金の債務者の支払能力等の実情により判定すべきであるが、概ね左の各号に該当する場合においては、当該貸金は回収不能と認める。

- (1) 債務者が破産、和議、強制執行又は整理の手続に入り、あるいは解散又は事業閉鎖を行うに到ったため又はこれに準ずる場合で回収の見込のない場合
- (2) 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行その他これに準ずる事情により回収の見込なきに至った場合
- (3) 債務超過の状態が相当期間継続し事業再起の見透しなきため回収の見込のない場合
- (4) 天災事故その他経済事情の急変のため回収の見込なきに至った場合
- (5) 債務者の資力喪失等のため債権の放棄又は免除を行った場合
- (6) 前各号に準ずる事情があり債権回収の見込のない場合

(43) 東京国税局編集の解説書には、法基通 116 (6) の解説において、時効の援用がされなければ債権者が時効だからと損金に掲げてくることはない旨、記載されており、時効が援用された場合について、法基通 116 (6) に該当し、回収不能と認められていたとも解し得るが、その意図は明らかではない（東京国税局編『詳解法人税法』（学陽書房、1951）124 頁）。

(44) 「この取扱は、個々の内容については相当異論があると考えられるが債権の回収不能たる認識の一応の基準を例示的に掲げたものとみるべきであることはいうまでもない。」（武田昌輔「税法における債権の償却」會計 65 巻 5 号（1954）110 頁）。

いえる。

昭和 39 年の改正（昭和 39 年 6 月 1 日付直審（法）89）では、現在の法基通 9-6-1 に相当する取扱いについて、債権の全部を貸倒れとする法基通 78 の 2 《貸金等について債務の免除をした場合の貸倒れ》⁽⁴⁵⁾及び債権の一部を貸倒れとする法基通 78 の 14 《貸金等の一部切捨て等の場合の貸倒れ》⁽⁴⁶⁾が示され、法基通 116 は削除された。法基通 78 の 2 では、現在の法基通 9-6-1（4）に相当する場合しか示されていないものの、この改正以前から課税庁の説明において、更生計画の決定や債権者集会の協議等により切り捨てられる債権は無条件に貸倒れとなるとされていたこ

(45) （貸金等について債務の免除をした場合の貸倒れ）

78 の 2 法人が、各事業年度においてその有する売掛金、貸付金その他の債権（以下「貸金等」という。）について、その債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その弁済をすることができないと認められる場合において、当該債務者に対して債務の全部の免除を行ったとき（その債務の免除が当該債務者に対する贈与と認められるときを除く。）は、その債務の免除額は、貸倒れとして当該事業年度の所得の計算上損金に算入するものとする。

(46) （貸金等の一部切捨て等の場合の貸倒れ）

78 の 14 法人の有する貸金等について次の各号に掲げる事実が発生した場合において、当該貸金等についてすでに 78 の 8、78 の 9 または 78 の 11 により債権償却特別勘定を設定しているときは、当該債権償却特別勘定の金額を益金に算入するとともに、当該各号に掲げる決定等のあつた日における貸金等の金額のうち当該各号に掲げる部分の金額は、貸倒れとなつたものとする。

（1）更生計画の認可の決定があつた場合において、当該決定により切り捨てられることとなつた部分の金額

（2）特別清算に係る協定の認可、和議（強制和議を含む。）または整理計画の決定があつた場合において、当該決定により切り捨てられることとなつた部分の金額

（3）法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなつた部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ イのほか、金融機関等のあつせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

（4）（1）から（3）までのほか、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、事業の好転が望まれない場合において、当事者間の協議により締結された契約で公証力のある書面によるものにより切り捨てられることとなつた部分の金額（当該契約に基づく切捨てにより当該債務者に対して贈与したこととなると認められる場合において切り捨てられることとなるものを除く。）

と⁽⁴⁷⁾を踏まえると、法基通 78 の 2 及び 78 の 14 の取扱い、現在の法基通 9－6－1 と概ね同様の内容が示されていると評価できる。ただし、任意の債務免除による一部貸倒れについては、原則として認められておらず、「当事者間の協議により締結された契約で公証力のある書面によるもの」がその対象とされていた⁽⁴⁸⁾。その後、昭和 42 年の改正（昭和 42 年 12 月 21 日付直審（法）100）により、この部分は緩和され、その結果、法令の改正等に伴う文言整理は別として、現在の法基通 9－6－1 と同様の内容が法基通 78 の 2 《貸金等の全部または一部の切捨てをした場合の貸倒れ》⁽⁴⁹⁾に示されることとなった。この改正の際、示された四つの場合に限定されているように思われ、運用において限定的に解釈されてしまうのではないかという指摘があったものの⁽⁵⁰⁾、この点について、課税庁の説明で

(47) 「和議の成立、整理計画の決定、更正計画の決定又は債権者集会の協議等によって法律上の権利義務関係は確定することになるわけである。したがってこれにより切り捨てられる債権は無条件に貸倒となることはもち論」（後藤喜一「売掛債権の償却の特例等について」税務弘報 2 巻 9 号（1954）57 頁）。

(48) 法基通 78 の 14（4）（前掲注(46)）。

(49) （貸金等の全部または一部の切捨てをした場合の貸倒れ）

78 の 2 法人の有する売掛金、貸付金その他の債権（以下「78 の 11」までにおいて「貸金等」という。）について次に掲げる事実が発生した場合には、その貸金等の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

（1）会社更生法の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その決定により切り捨てられることとなった部分の金額

（2）商法の規定による特別清算にかかる協定の認可もしくは整理計画の決定または和議法の規定による和議（強制和議を含む。）の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

（3）法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 金融機関等のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの

（4）債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

(50) 武田昌輔ほか「座談会 貸倒損失の税務上の取扱い」税経通信 23 巻 3 号（1968）166 頁〔武田昌輔発言〕。

は明らかにされていない。

以上のように、通達を発遣している課税庁の説明によれば、当初、例示であったことは明らかであるが、現在の通達に示されている場合が例示か否かは明らかではないものの、追加、改正されてきた経緯からすると、示されている場合が全てではなく、例示と解する方が妥当ではないだろうか。

(2) 限定列举・例示列举に関連する見解

法基通 9-6-1 から 9-6-3 までの貸倒損失に関する通達について、金子宏名誉教授は、「これは通達であるから、これ以外の場合に貸倒れが認められないわけではないが、通達は客観的に見て貸倒れの認められる場合をかなり網羅的に列举していると考えてよいであろう。」と述べられており⁽⁵¹⁾、限定列举の立場⁽⁵²⁾に近いと思われるものの、法基通 9-6-1 から 9-6-3 までに示されている場合以外の場合であっても貸倒れが認められる余地を否定されてはいない。他方、岡村忠生教授は、「これらは通達であるから、貸倒判定のための例示と考えるべきである。」と述べられ⁽⁵³⁾、また、成松洋一税理士は、「通達の 9-6-1 は、法律的に債権が切り捨てられたというのは絶対的に債権がなくなるということを前提にしていますから、ここにはないような法律なり事象で債権が法律的に消滅したのであれば、それは消滅したときに損金でいいだろうと思います。」と述べられており⁽⁵⁴⁾、例示列举の立場⁽⁵⁵⁾であると解される。

(51) 金子宏「部分貸倒れの損金算入 - 不良債権処理の一方策」ジュリスト 1219 号 (2002) 115 頁。

(52) 法基通 9-6-1 について限定列举とする意見として、小島多計司公認会計士のほか(富岡幸雄編『税務会計体系 第3巻 税務費用会計』(ぎょうせい、1984) 266 頁・269 頁 [小島多計司執筆])、大崎史雄税理士は、「法的手続きの有無を前提としているので限定列举の性質に近く、その列举されている事由を見れば、消滅時効が含まれるような趣旨には理解できない。」と述べられている(大崎・前掲注(22)42 頁)。

(53) 岡村忠生『法人税法講義 [第3版]』(成文堂、2007) 195 頁。

(54) 山本守之ほか「特別鼎談 貸倒損失の税務判断をめぐって」税経通信 64 巻 10 号 (2009) 82 頁 [成松洋一発言]。

(55) 同旨の意見として、大淵博義名誉教授は、法基通 9-6-1 について例示にすぎないとされているほか(大淵博義『法人税法解釈の検証と実践的展開 第I巻 [改訂増補版]』(税務経理協会、2013) 339 頁)、玉國文敏教授は、「通達が挙げている『貸

(3) 裁決事例における貸倒れ

国税不服審判所裁決においては、「法人の破産手続においては、配当されなかった部分の破産債権を法的に消滅させる免責手続はなく、裁判所が破産法人の財産がないことを公証の上、出すところの廃止決定又は終結決定があり、当該法人の登記が閉鎖されることとされており、この決定がなされた時点で当該破産法人は消滅することからすると、この時点において、当然、破産法人に分配可能な財産はないのであり、当該決定等により法人が破産法人に対して有する金銭債権もその全額が滅失したとするのが相当であると解され、この時点が破産債権者にとって貸倒れの時点と考えられる。」とされており⁽⁵⁶⁾、明示的に法基通 9-6-1 との関連は示されていないが、この通達に掲げられていない破産手続において廃止決定又は終結決定がされた場合について、債権が消滅したと解することにより貸倒れが認められている⁽⁵⁷⁾。

以上(1)から(3)までを踏まえると、法基通 9-6-1 に示されている場合を厳格に限定列举として積極的に解する理由は乏しく、むしろ例示列举として解するべきと考えられる。

倒れ』の認定要件を満たしさえすれば、実体的な側面から『貸倒れ』の事実や『回収不能の状態』を確実かつ客観的に示せたといえるような、『必要かつ十分な』判定要件を通達が十分示し得ているのか否かについては、さらに検討と議論の余地がある。」とされ(玉國・前掲注(37)23 頁)、『貸倒れ』と判断せざるを得ない状況、あるいは、債権の回収をなし得ない事情についての説明を社会に対してある程度納得のいく形で示せるとすれば、仮に、そのような説明が課税庁側の一方的に立てた基準に合致しないとしても、そのようなケースも法律が予定している損金の範疇に十分入れても良いのではないと思われる。」と述べられている(玉國文敏「不良債権処理の法的手法と損金性認定基準 - 興銀事件判決に見る経済状況の変化と租税法の対応 - 」租税法研究 32 号(2004) 18 頁)。

(56) 国税不服審判所平成 20 年 6 月 26 日・裁決事例集 75 集 314 頁。

(57) 破産法の手続では法律的に債権が切り捨てられないため、終結時の実態に応じて法基通 9-6-2 により貸倒れの判定を行うという見解もある(原・前掲注(16)226 頁、今井康雅「金銭債権の全部又は一部が法的に消滅した場合」税経通信 64 巻 10 号(2009) 109 頁など)。なお、国税不服審判所裁決平成 20 年 6 月 26 日(前掲注(56))においては、破産終結決定前であっても配当がないことが明らかな場合は、法基通 9-6-2 により貸倒損失として損金の額に算入することも認められるとされている。

2 法人税基本通達 9-6-1 における事実認定

法基通 9-6-1 の (1) から (4) までは示されている事実を精査し、それらの内容に共通する特徴を把握し、この通達がどのような事実認定に関する判定基準であるかを検討する。

(1) 法人税基本通達 9-6-1 に示されている事実

イ 法人税基本通達 9-6-1 (1) に示されている事実

法基通 9-6-1 (1) では、更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合が示されている。これらは再建型の倒産処理手続における裁判所の決定であり、会社更生法又は民事再生法に基づくいわゆる法的整理⁽⁵⁸⁾である。

更生計画認可の決定は、会社更生法に基づくものであり、破産手続開始の原因⁽⁵⁹⁾となる事実が生ずるおそれがある場合又は弁済期にある債務を弁済することとすればその事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合のいずれかの場合に該当する事実があるときに、手続開始の申立てをすることができるとされている(会社更生法 17 条 1 項)。つまり、この手続の開始原因は、破産原因が将来において発生する相当程度の蓋然性があること、又は、債務の弁済が今後の事業の継続を困難にすることである⁽⁶⁰⁾。

再生計画認可の決定は、民事再生法に基づくものであり、申立てをすることができる場合については、会社更生法と概ね同様に規定されている(民事再生法 21 条 1 項⁽⁶¹⁾)。

(58) 裁判所が関与する倒産処理手続をいい、破産、特別清算、民事再生及び会社更生の四種類があり、破産法、会社法、民事再生法及び会社更生法に規定されている(中島弘雅『体系倒産法 I [破産・特別清算]』(中央経済社、2007) 7 頁)。

(59) 破産手続開始の原因は、法人の場合、債務者の支払不能又は債務超過であり、支払を停止した時は支払不能と推定され(破産法 15 条、16 条)、また、支払不能とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう(同法 2 条 11 項)。

(60) 伊藤眞『会社更生法』(有斐閣、2012) 38 頁。

(61) (再生手続開始の申立て)

第 21 条 債務者に破産手続開始の原因となる事実の生ずるおそれがあるときは、債務

ロ 法人税基本通達 9-6-1 (2) に示されている事実

法基通 9-6-1 (2) では、特別清算に係る協定の認可の決定があった場合が示されている。これは、清算型の倒産処理手続における裁判所の決定で、会社法に基づく法的整理である。裁判所は、債権者等の申立てにより、清算をする株式会社に清算の遂行に著しい支障を来すべき事情⁽⁶²⁾があること又は債務超過の疑いがあることが認められる場合に、特別清算の開始を命ずるとされている（会社法 510 条）。

ハ 法人税基本通達 9-6-1 (3) に示されている事実

法基通 9-6-1 (3) では、いわゆる私的整理⁽⁶³⁾である法令の規定による整理手続によらない債権者集会の協議決定等が示されている。これは、法令に基づく手続ではなく裁判所を介するものでもないため、第三者が介在し、合理的な基準により債務者の負債整理が行われることが要件とされている。

ニ 法人税基本通達 9-6-1 (4) に示されている事実

法基通 9-6-1 (4) では、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合が示されている。この取扱いについては、裁判例において、「実質的に見て経済的利益の無償の供与といえないものを、寄付金の供与として扱わな

者は、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。債務者が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときも、同様とする。

2 (省略)

(62) 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情とは、「①会社の債権者が多数あり、その利害関係が複雑である場合、②会社の債権債務その他財産関係が複雑である場合、③会社の債権債務の処理が通常の清算手続によっては長年月を要する場合、④役員が損害賠償責任を負っているにもかかわらず、会社側から権利を行使することが困難である場合、⑤清算人が誠意をもって清算手続を遂行しない場合、⑥株主が多数である場合等を指す」とされている（菅家忠行、世森亮次『逐条解説 新しい特別清算』（商事法務、2006）60 頁）。

(63) 裁判所が関与しない倒産処理手続であり、「債権者と債務者が任意に協議して債務者の事業や財産関係を整理する」とこととされている（中島・前掲注(58)3 頁）。

いことを明らかにしたものと解される。」と判示されており⁽⁶⁴⁾、また、この取扱いにおいて債務免除する部分については「経済的に無価値となっていることを要する」と判示されている⁽⁶⁵⁾。

(2) 法人税基本通達 9-6-1 に示されている事実の特徴

法律上、債権が消滅した場合の貸倒損失について、損金の額に算入されるためには前提として債務者の資力の喪失又は減退という実態が必要であり、法基通 9-6-1 は債務者が資力を喪失し又はそれに近い状況に陥っている場合が示されているという見解がある⁽⁶⁶⁾。確かに、法基通 9-6-1 (1) から (3) までは倒産処理手続の一環である以上、債務者の資力にある程度の不安が生じていることが前提にあり、さらに、法基通 9-6-1 (1) 及び (2) についてはそれぞれの手続における開始原因に債務者の支払不能や債務超過が必要とされている。また、法基通 9-6-1 (4) も前提として債務超過の状態が相当期間継続することが必要とされている。

しかし、これらの内容を詳細に見ると、その程度は法基通 9-6-1 (1) から (3) ままで法基通 9-6-1 (4) では相当程度異なっている。例えば、法基通 9-6-1 (1) では「破産手続開始の原因となる事実（債務者の支払不能又は債務超過）が生ずるおそれがある場合」、法基通 9-6-1 (2) では「債務超過の疑いがあること」とされており、法基通 9-6-1 (1) 及び (2) では「債務超過」の程度については「おそれ」や「疑い」でよいとされ、法基通 9-6-1 (3) ではそもそも債務者における資力の喪失等についての明示的な要件は示されていない。他方、法基

(64) 名古屋地裁平成 8 年 3 月 22 日判決・税務訴訟資料 215 号 960 頁。

(65) 宇都宮地裁平成 15 年 5 月 29 日判決・税務訴訟資料 253 号順号 9355。

(66) 大淵・前掲注(55)337 頁～338 頁。また、大淵博義名誉教授は「法基通 9-6-1 (1) ないし (3) は、債務者の資力の状況とは無関係に、法的な債権の切捨てや合理的基準による債権放棄という手続面が重視されていることから、同 (4) の債権放棄の場合も、その債務者の弁済困難な資力の状態を背景として行われた債権放棄という手続を経た貸倒損失であるから、もとより、経済的無価値化による債権の全額回収不能による貸倒れとは異なる債務者の財政状態が前提とされているといえることができる。」と述べられている（大淵・前掲注(55)379 頁〔脚注(47)〕）。

通 9-6-1 (4) では「債務超過の状態が相当期間継続」することが必要とされている。また、法基通 9-6-1 (1) は再建型の倒産処理手続であるため、その切り捨てられることとなる部分の金額については、必ずしも事実上回収不能であることが確実となったものに限られていない⁽⁶⁷⁾。他方、法基通 9-6-1 (4) については、上記 2 (1) ニの裁判例⁽⁶⁸⁾のとおり、債務免除する部分について経済的に無価値となっている必要があるとされている。このように、法基通 9-6-1 (4) は、法基通 9-6-1 (1) から (3) までと比較して、相当程度、債務者の資力が喪失していることを必要としているといえる。

この違いは、法基通 9-6-1 (1) から (3) までと法基通 9-6-1 (4) に示されている各手続における債権者の恣意性ないし利益操作性によるものではないだろうか。法基通 9-6-1 (1) 及び (2) は、裁判所等、公的機関の主導により債権者の自由な意思を介在させずに行われる法的手続による債権の消滅であり、法基通 9-6-1 (3) は、私的手続であるため債権者の意思が介在する余地はあるものの、利害関係者や第三者を交えた客観的な手続による合理的な債権の消滅である⁽⁶⁹⁾。これらは、その手続において、債権者の恣意性ないし利益操作性が排除される仕組みとなっているといえる⁽⁷⁰⁾。このような仕組みが担保されているからこそ、債務者の資力について、厳格に回収不能であることまでは求められていないと解される。他方、法基通 9-6-1 (4) は、債権者が単独で行い得る債務免除であり、恣意性が介在する余地が少なくなく⁽⁷¹⁾、無条件に認め

(67) 一高龍司「貸倒引当金と部分貸倒れに関する一考察」総合税制研究 12 号 (2004) 134 頁。

(68) 前掲注(65)。

(69) 大淵・前掲注(55)338 頁。

(70) 一高・前掲注(67)134 頁。

(71) 成松洋一「貸倒損失の認定と債権償却特別勘定」税経通信 38 巻 9 号 (1983) 178 頁。他方、中里実教授は、「債権放棄をいつ行うかという選択に関して、恣意的操作というのは論外である」と述べられている (中里実「貸倒損失・時価主義の下での資産評価」税研 18 巻 1 号 (2002) 45 頁)。また、恣意性の程度については、「債務免除に基づく貸倒損失の計上は、納税者企業自身の判断で自由に行えるだけに、損失計上

てしまうと利益操作につながるおそれがある。そのため、法基通 9-6-1 (4) では、債務者の資力について、厳格に回収不能であることが求められていると解される。

以上のように、法基通 9-6-1 (1) から (4) までは示されている内容は一樣ではないものの、これらの特徴としては、法基通 9-6-1 (1) から (3) までは、債務者の資力の状況よりもその手続において債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されていることが重視されており、法基通 9-6-1 (4) では、その手続において債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されていないため、債務者の資力の状況が重視されているとまとめることができる。したがって、法基通 9-6-1 は、法律上、債権が消滅したことの前提として、債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されている手続を経ているか、又は、債権の全部若しくは一部が経済的に無価値となっているかという事実認定を必要としている取扱いであると整理することができる。

3 法人税基本通達 9-6-1 における事実認定に対する法人税法からの捉え方

(1) 法人税基本通達 9-6-1 の事実認定と法人税法 37 条

法基通 9-6-1 について、法律上、債権が消滅したことの前提として、債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されている手続を経ているか、又は、債権の全部若しくは一部が経済的に無価値となっているかという事実認定を必要としている取扱いであると整理したところ、この事実認定は、視点を変えると法人税法 37 条における寄附金課税の事実認定に通じてい

の要件を満たすような周到な準備が求められる。」(佐久間裕幸「回収可能性・損金計上時期の判断(1)～法的倒産・私的整理等」税理 58 巻 2 号(2015) 25 頁)や、「この基本通達の一歩のメリットは、債務免除する金額が自社の判断で決定できるという点です。これにより、自社の経営成績(利益の状況)に応じて計上することも可能です。」(森下治「まとめて F A Q 貸倒損失 2 (書面による債権放棄)」税務 Q A 22 号(2004) 46 頁)という見解もある。

るように思われる。

同条に規定されている寄附金としての事実認定は、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」があったかにより判定されるところ（法人税法 37 条 7 項）、債権者の恣意性ないし利益操作性が排除されている手続においては、債権者の自由な意思が介在することはないため、「贈与」又は「無償の供与」があったとは認められないだろう。また、債権の全部又は一部が経済的に無価値となっている場合は、その債権に「経済的な利益」があるとは認められないため、たとえ債務免除のように債権者の意思に基づく行為をしたとしても、寄附金に該当すると認定されることはないと思われる。この場合であっても、債務者側においては、債務免除益等、債務の簿価に相当する利益が計上されるため、その利益相当の経済的な利益を供与したのではないかとも考えられる。しかし、債権者側において寄附金として認定される額は「当該金銭の額若しくは金銭以外の資産のその贈与の時における価額又は当該経済的な利益のその供与の時における価額によるものとする。」とされており（同項）、時価により課税されるのであるから、債権の全部又は一部が経済的に無価値である限り、その部分をもって経済的な利益を供与したとは認められないと考えられる。

このように、法基通 9-6-1 について整理した事実認定を満たす限り、法人税法 37 条における寄附金課税の対象とはならないと解される。この意味においては、法基通 9-6-1 において示されている事実認定とは、寄附金に該当しないことの実事認定であり、法基通 9-6-1 に示されている場合が例示であると整理したことを踏まえると、法基通 9-6-1 は、法律上、債権が消滅した場合について、寄附金に該当しなければ、貸倒れとして損金の額に算入されることを示しているといえる。この点、法基通 9-6-1（4）の取扱いにおいて、一部免除に係る取扱いが初めて示された昭和 39 年の通達改正における課税庁の説明では、「貸金の一部免除をしたときは、その部分は債権自体は消滅するのであるからその部分の金額は債権として存在しなくなり、資産に計上されるものではない。ただ、そ

れが貸倒れによるものか、贈与したものかの問題が存するのである。」とされており⁽⁷²⁾、法律上、債権が消滅した部分については、法人税法上、貸倒れ又は寄附金のいずれかに該当するかの問題であるという趣旨の説明であると解され、筆者の考えと符合する⁽⁷³⁾。

(2) 法人税基本通達 9-6-1 と法人税法 22 条 3 項

法基通 9-6-1 は、法律上、債権が消滅した場合について、寄附金と認定されない限り、貸倒れとして損金の額に算入されることを示しているものであると整理した。一方、第 3 節 1 では、法人税法 22 条 3 項において損金の額に算入される貸倒損失について、貸倒損失から寄附金等、別段の定めを控除した部分と整理しており、これらを比較すると、法基通 9-6-1 は、まさに、法人税法における別段の定めを控除した部分を指していることとなる。したがって、消滅時効が援用された場合については、法人税法 22 条 3 項、法基通 9-6-1 により、寄附金に該当しなければ、損金の額に算入されることとなる。

第 5 節 時効により消滅した債権に係る寄附金該当性の検討

1 時効により消滅した債権の寄附金該当性

ここまで整理したとおり、時効の援用により法律上、債権が消滅した場合については、寄附金に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されることとなる。では、この場合について寄附金に該当するか、言い換えると、債務者から時効が援用され、債権が消滅したことにより、債権者から債務者へ「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」があったと

(72) 中村平男「貸倒損失の判定等の取扱の改正について」税務弘報 12 巻 9 号 (1964) 59 頁。

(73) 同旨の見解として大淵博義名誉教授は、「債権放棄がいかなる意図の下で行われようとも、それが当事者間で真実の債権放棄であり債権消滅の効力が発生していると認定できるのであれば、その債権放棄による債権の消滅について、貸倒損失か寄附金かという認定判断がなされるにすぎない。」と述べられている (大淵博義「旧興銀最高裁判決の論点と課税実務への影響」税務弘報 53 巻 4 号 (2005) 15 頁)。

認められるかについて検討する。

時効の援用は、民法上、単独行為⁽⁷⁴⁾に分類され、債務者の意思表示によりその効果が生じることとなる。つまり、時効が完成した債権について、援用されるかは、債務者次第であり、債権者にその決定権はない。そのため、時効の援用による債権の消滅は、債権者の自由な意思が介在するものではないことから、基本的には、債権者から債務者への「贈与」又は「無償の供与」があったとは認められず、寄附金に該当しないと考えられる。

しかし、時効の援用の前提である時効の完成については、債権者が意図的に成立させることができる点に留意する必要がある。債権者は、営利を目的とする企業である以上、債務者が行方不明の場合等、現実的に回収不能である場合等は別として、可能な限り債権回収のための努力をするはずであり、時効の中断手続をとるなど、時効が完成することのないよう適切に債権を管理するのが通常である。それにもかかわらず、適切な債権管理を怠えてしないことにより、意図的に時効を完成させる場合もあり得る。時効が完成しない限り、債務者から援用されることもないのであり、時効の完成を時効の援用までの一連として考えると、意図的に時効を完成させた場合については、債権者から債務者への「贈与」又は「無償の供与」があったと認められる余地がないわけではない。例えば、代表者と同族会社間や同一の者が代表を務める法人間など、特定の関係者間においては、時効による債権の消滅を利益移転に用いることもあり得るだろう。また、債権者が贈与する意思を有していない場合であっても、経済的な効果から贈与があったと認められる場合もある⁽⁷⁵⁾。

(74) 「単独行為は、一方的な意思表示によって法律関係を形成したり、消滅させたりする法律行為である。」(松岡、中田・前掲注(25)62 頁)。

(75) 低額譲渡における寄附金の額について規定する法人税法 37 条 8 項についての裁判例であり、時価の 2 分の 1 以下で所有資産を譲渡したという事例についてではあるが、『実質的に贈与したと認められる』ためには、当該取引に伴う経済的な効果が贈与と同視しうるものであれば足りるのであつて、かならずしも譲渡者が贈与の意思を有していたことを必要とせず」と判示されたものがある(大阪高裁昭和 56 年 2 月 5 日判決・行政事件裁判例集 32 巻 2 号 194 頁)。

このように、時効の援用により債権が消滅した場合については、基本的には、寄附金に該当しないと考えられるものの、必ずしも一様に決するわけではなく、一定の事実認定が必要となるのである。

2 時効により消滅した債権が寄附金に該当するかの具体的な事実認定

時効により消滅した債権が寄附金に該当するかの事実認定は、「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」の有無を判定するものであるため、贈与があったと認定されるかが重要なポイントであり、どのような事実によって贈与があったと認定されるかについては、事実認定の問題である以上、あらゆる要素から総合的に判断されるべきであるとする。

そのため、考慮すべき全ての要素を挙げることは難しく、解説書等においてもそれぞれ前提条件を付した上で解説されているところ、確認された解説の中で、筆者の見解と異なるものについて、若干、考察を行う。その解説とは、債権回収のための適切な努力をしなかった場合には寄附金となる可能性が高いとするもの⁽⁷⁶⁾、及び、時効が完成したことに対して債権者に帰責性があることを理由として、無税償却は認められないとするもの⁽⁷⁷⁾である。

回収努力については、裁判例において、「一般法人の会計処理上貸倒損金計上を認めうる基準は、公正妥当な会計処理の基準に従い、債権者が債権回収のため真摯な努力を払ったにもかかわらず、客観的にみて回収見込みのないことが確実となったことを要」するとされたものがあり⁽⁷⁸⁾、この裁判例は、寄附金に該当するのではなく貸倒損失が認められる基準を判示したものであ

(76) 「時効期間の経過前に債権者が債務者に対して請求等の時効中断のための手続等を適正に行っていれば、時効が中断し、時効が完成することはない。事務手続の失念等の債権者側の不手際により時効が完成してしまった場合には、『債権回収のための適正な努力』がなされなかったと判断され、税務上貸倒損失として処理することが認められない可能性が高いと考えられ、その場合には税務上寄附金として取り扱われる可能性が高い。」(杉本、山岸・前掲注(20)103頁)。

(77) 「何も回収の努力をせずに放置をしたものに無税償却の機会は与えられない(中略)いたずらに時効にかかってしまうということは事業者として何ら債権回収の努力をしていないと法的には解釈できてしまう」(大崎・前掲注(22)43頁)。

(78) 東京地裁昭和 49 年 9 月 24 日判決・税務訴訟資料 76 号 779 頁。

るが、既述のとおり、法律上、債権が消滅した部分については、法人税法上、貸倒れ又は寄附金のいずれかに該当するかの問題と解するのであれば、示唆があるといえ、回収努力の有無が重要視されるのも理解できなくはない。また、適切に時効を管理している限り、時効は完成しないことを前提とするのであれば、債権者の帰責性も理解し得る面もある。

しかし、債権者が時効期間を失念していたなど、債権者側の債権管理が不十分な場合について、寄附金に該当する可能性が高いとは、必ずしもいえないのではないだろうか。真実として時効期間を失念していた場合についてまで、贈与があったと認定される可能性は低く、このような場合について、寄附金として課税されることが妥当であると言ひ難い。この点については、法基通 14-3-7《非更生債権等の処理》⁽⁷⁹⁾の解説が参考となると考えられる。この通達では、更生会社等に対して有する債権について、期限までに裁判所に届け出なかった場合、貸倒れとすることができる旨が示されており、不注意により届け出なかったことにより切り捨てられた場合であっても、当初から放棄する意思が認められなければ、貸倒れとすることができると解説されている⁽⁸⁰⁾。この解説からすると、債権者において時効期間を失念していたなど、債権者側の債権管理が不十分な場合については、債務者の資力の状況等からは回収可能と認められるとしても、債権者に当初から贈与する意思や意図的に時効を完成させたというような事情が認められない限り、「贈与」

(79) (非更生債権等の処理)

14-3-7 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生計画に係る更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画認可の決定のあった日において貸倒れとすることができる(以下省略)。

- (80) 「この取扱は、債権が当然返済されないということを前提として更生債権としないか又はその他不注意であつたため届け出なかった場合等に該当するときに限られる」(武田昌輔「更生会社等の法人税の取扱について」財経詳報 79 号(1957) 16 頁)、「指定された期限までに裁判所に届け出なかったため消滅することになった債権というのは、放棄の意思がなかったにもかかわらず、届出期限を失したため消滅することになったものをいうのであり当初からこれを放棄したものについては、貸倒れとすることはできない」(内藤清博「更生会社及び更生会社に対して債権を有する法人の法人税の取扱」税経通信 12 巻 3 号(1957) 185 頁)。

又は「無償の供与」があったとは認められず、寄附金には該当しないと考えられる。

また、そもそも、時効が完成したからといって、必ずしも債権者に帰責性が認められるわけではない。債権者の適切な債権管理における回収努力としては、裁判上の請求など法的手続をとること、定期的に請求書等を送付すること及び電話により督促することなど、様々な手続があるところ、いずれの手続をとるかは、債権額や債務者からの回収可能性を踏まえ、債権者が合理的に判断するものである。この点、時効の中断事由となる法的手続ではなく、請求書の送付や電話による督促により回収を図った方が事業上、合理的な場合も当然にあり得る。そのため、電話による督促などにより回収を図った場合に結果として時効が完成し、援用されたとしても、回収方法の選択についての判断が不合理なものでない限り、債権者に帰責性は認められないと考えられる。そして、このように債権者が債権回収のため真摯な努力をしていれば、「贈与」又は「無償の供与」があったと認められる可能性は低く、たとえ時効が完成し、援用されたとしても、寄附金には該当せず、貸倒れとして損金の額に算入されると解される⁽⁸¹⁾。

第 6 節 短期消滅時効制度の廃止による時効消滅に係る 貸倒損失への影響

本章では、消滅時効制度と法人税法における貸倒損失の取扱いの関係について、必ずしも整理されていなかったため、検討を行ったところ、時効の援用により法律上、債権が消滅した場合については、法人税法 22 条 3 項、法基通 9

(81) 同旨の意見として、大淵博義名誉教授は、「一般的にいえば、通常の経済人として、債権の時効中断の手段を講じないこと自体、不自然な行為ともいえることから回収可能な債権の放棄と同様に、寄附金とされる場合が多いのではなかろうか。ただ、例えば、取立費用を多額に要し、法的手段に訴える経済的メリットに乏しいとか、債務者が支払能力に欠け現実の回収が困難と予想されたこと、さらには債務者の態度などからみて、消滅時効に至った事情にそれなりの合理性があれば貸倒れとして損金算入が認められるであろう。」と述べられている（大淵・前掲注(16)194 頁）。

－ 6 － 1 により、寄附金に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されることが確認された。つまり、消滅時効制度と貸倒損失の関係は、消滅時効制度における債権の発生から消滅までの一連において、ある債権が発生し、時効が完成した後、援用された時、寄附金に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されるという関係となる。そのため、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が適用されていた債権は、5 年の一般消滅時効が適用されることから時効の完成が遅くなり、それに伴い、時効が援用される時期も遅くなる。その結果、消滅時効により貸倒れとなる時期も遅くなる。このことは、第 1 節 1 で記載した指摘が意味するところと思われる。

他方、現実問題としては、時効期間が延びたからといって債権の回収可能性が必ずしも高くなるわけではない。例えば、電話による請求を繰り返しているにもかかわらず支払わない債務者が、さらに繰り返せば支払うというわけでもないだろう。このような場合、従来、債務者からの時効の援用により、法人税法上、貸倒れとしていたようなケースもあったと思われるが、短期消滅時効制度の廃止により、貸倒れとすることのできる時期が後倒しされることとなる。その結果、法人の帳簿上、回収可能性の低い債権が滞留する傾向が強くなることが想定される。

なお、債権が消滅した場合について、寄附金に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されるという本章で整理した内容については、消滅時効の期間によって変わるものではなく、また、時効が援用された場合の民法における法的効果は改正されていないため、短期消滅時効制度が廃止されたという民法改正による影響はないと考えられる。

第 3 章 短期消滅時効制度と法人税基本通達

9-6-3

第 1 節 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連

1 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連についての指摘

法基通 9-6-3 は、「形式上の貸倒れ」といわれており、売掛債権について、回収不能と断定し得るまでは至っていないが、取引停止以後 1 年以上経過した場合等の形式的な基準により、貸倒れとして損金処理が認められる取扱いであるところ、この取扱いが示された理由について、民法における短期消滅時効制度との関連を指摘する解説が数多く存在する。

具体的には、法基通 9-6-3 の取扱いは「売掛債権に係る短期時効制度（民法 173 条、174 条）の存在を考慮しつつ定められた」⁽⁸²⁾など、民法 173 条、174 条と関連すると指摘するもの⁽⁸³⁾、「この取扱いは、民法第 173 条において、生産者、卸売商人および小売商人が売却した産物および商品の代価

(82) 有安ほか・前掲注(9)2587 頁。

(83) 「売掛債権等（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債務をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない）について短期消滅時効制度（民 173、174）があることを配慮したもの」（山本守之「不良債権の貸倒損失の税務と留意点」税経通信 51 巻 2 号（1996）123 頁）、「法律上債権が存在し、回収努力をすれば回収できるかもしれない債権についてさえも、短期時効制度（民 173・174）及び回収費用支出の経済性を考慮し、①又は②の条件を満たしている売掛債権について、貸倒処理を認めるものである。」（富岡・前掲注(52)273 頁〔小島執筆〕）、「売掛債権について定める民法第 173 条（2 年の短期消滅時効）及び第 174 条（1 年の短期消滅時効）とのバランスを考慮したものである。」（斉藤慎太郎「形式基準による貸倒損失の取扱い」税経通信 64 巻 10 号（2009）122 頁）、「この規定は、日常的取引の債権である売掛債権については民法 173 条、174 条の短期消滅時効の対象とされていることを受けて、税務上も貸倒損失を認めるとしたものである。」（小林磨寿美『＜勘定科目別＞法人税完全チェックマニュアル〔法人税改革対応版〕』（ぎょうせい、2015）409 頁）、「民法でも、売掛債権等については、短期消滅時効（1 年又は 2 年）が適用されることになることなどの理由から、取引を停止してから 1 年以上経過している場合、又は売掛債権等の額がその取立費用に満たないようなケースについては、その経済的実質を考慮し、法人が備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理した場合には認められます。」（森下治「まとめて F A Q 貸倒損失 4（売掛債権の貸倒れ等の特例）」税務 Q A 24 号（2004）40 頁～41 頁）。

の債権は 2 年の短期消滅時効を規定しており、さらに、同法第 174 条では、運送費、旅店、料理店等の債権は 1 年の短期消滅時効を規定していることを受けて、貸付債権を除く売掛債権について特例的に、『形式上の貸倒れ』を認めることとしている。」⁽⁸⁴⁾など、民法 173 条、174 条のうち、特定の債権と関連すると指摘するもの⁽⁸⁵⁾のほか、単純に短期消滅時効制度と関連すると指摘するもの⁽⁸⁶⁾など、様々な解説がある⁽⁸⁷⁾。

短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連について、多くの指摘があることを考慮すると、両者は何らかの関連を有していると思われるが、両者が

(84) 瀬戸口有雄『否認を受けないための貸倒損失の税務〔二訂増補版〕』（税務研究会出版局、2006）84 頁～85 頁。

(85) 「運賃や宿泊料、飲食費等の債権は 1 年、商品の代金債権は 2 年の消滅時効にかかる。これら売掛債権は短期の消滅時効にかかり、また、相対的に小口のものが多くから、取引停止後相当期間が経過すれば、回収率が低くなる。ここでの特例は、このような事情に配慮したものである。」（成松洋一『不良資産処理の会計と税務』（税務経理協会、2003）266 頁）、「一般的な債権の消滅時効は民法第 167 条において 10 年と定められているが、生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権等については 2 年（民法第 173 条）、旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権等については 1 年（174 条）に時効が短縮されている。この民法の時効短縮規定を考慮し、この通達では取引を停止した後 1 年以上経過した場合には、損金経理により貸倒損失の計上を認めている。」（中野・前掲注(40)32 頁）。

(86) 「このような基本通達の根拠は、対象となる債権が短期消滅時効にかかることや遅滞により直ちに法的措置を取りにくい性質を有していることなどの法的な考慮に加え、経済合理性の観点からの検討にもあることは明白であろう。」（佐藤英明「判批」ジュリスト 1310 号（2006）182 頁）、「売掛債権についての民法上の短期時効を考慮した取扱いになっております。」（渡辺淑夫、山本守之『法人税法の考え方・読み方〔4 訂版〕』（税務経理協会、1997）300 頁〔渡辺淑夫発言〕）、「民法上の短期消滅時効に対応した取扱いです。」（太田達也『設例と図解でわかる 不良債権の法務・会計・税務』（中央経済社、2002）142 頁）、「短期消滅時効を考慮した形式基準による特例といわれ、法的には消滅していない売掛債権の処理を法人の意思で処理するもの」（古矢文子「貸倒損失」税務弘報 57 巻 7 号（2009）139 頁）。

(87) 所得税に関する解説であるが、谷口勢津夫教授は、法基通 9-6-3 と同様の取扱いが示されている所得税基本通達 51-13《一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ》について、売掛債権に係る短期消滅時効制度（民法 173 条、174 条）に関連するというより、むしろ、売掛債権が権利確定主義に基づき課税済みであることを考慮して、回収期間が長くなることによる、納税者の負担を軽減するための措置として理解すべきではないかと述べられている（谷口勢津夫「貸倒損失」日税研論集 47 号（2001）131 頁～132 頁〔脚注(13)〕）。

具体的にどのような関連を有しているかについては、指摘されている内容からは、明らかではない。例えば、民法 173 条、174 条の存在を考慮しつつ定められたという解説については、民法 173 条では 2 年、民法 174 条では 1 年の消滅時効が規定されているのに対して、法基通 9-6-3 (1) では取引停止以後 1 年以上経過した場合が示されているため、民法 173 条と法基通 9-6-3 (1) では示されている年数が異なっており、どのような意味において存在が考慮されたのか明らかではない。この点、法基通 9-6-3 (1) は「1 年以上」とされているため、民法 173 条に規定されている「2 年」も含まれると解することもできるが、そのように解すると、民法 170 条から 172 条までに規定されている 3 年又は 2 年の消滅時効との違いについて疑義が生じ得る。

また、民法 173 条、174 条のうち、特定の債権について短期の消滅時効が規定されていることを受けて示されたという解説に対しては、法基通 9-6-3 の対象となる債権は、「売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。」とされており、貸付金等を除いた売掛債権全般がその対象となるため、解説において指摘されている特定の債権以外の債権も含まれることから、何故、それら特定の債権のみとの関連により説明されるのか、判然としない。

このように、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連については、多くの指摘があるものの、具体的にどのような関連を有しているのかは明らかではない。

2 短期消滅時効制度と法人税基本通達 9-6-3 の関連についての検討方法

今回の民法改正により、民法 170 条から 174 条までに規定されていた短期消滅時効は廃止され、債権についての消滅時効は、債権者が権利を行使することができる時を知った時（主観的起算点）から 5 年、又は、権利を行使することができる時（客観的起算点）から 10 年とされた。短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 が関連を有するのであれば、短期消滅時効制度の廃止に

より法基通 9-6-3 に影響が生じ得る。関連する内容によっては、短期消滅時効制度が廃止されたことに伴い、取引停止以後 1 年以上経過した場合等の形式的な貸倒れの判定基準は合理性を失う可能性がある。仮に、短期消滅時効制度の廃止に伴い、法基通 9-6-3 も廃止されるとなると、貸倒損失に関する課税実務への影響は非常に大きいと考えられる。

そのため、本章では、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の具体的な関連及びこの通達が発遣された趣旨等を明らかにし、短期消滅時効制度の廃止に伴い、この通達が見直される必要性の有無について検討する。検討に当たっては、まず、短期消滅時効制度の対象債権や存在理由等を確認し、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の対象債権や存在理由等を比較する。次に、法基通 9-6-3 の発遣・改正経緯を確認し、当時の課税庁の説明から、この通達が発遣・改正された背景や趣旨等を把握し、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連を明らかにする。そして、明らかにした関連を踏まえ、短期消滅時効制度の廃止に伴い、この通達が見直される必要性の有無について検討を行う。

第 2 節 短期消滅時効制度の概要

1 短期消滅時効制度の対象債権

改正前の民法においては、債権の消滅時効について、原則、権利を行使することができる時から 10 年とされ（民法 166 条 1 項、167 条 1 項）、例外として、職業別の債権について、3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が規定されていた（民法 170 条～174 条⁽⁸⁸⁾⁽⁸⁹⁾）。いくつか具体例を挙げると、土木建

(88) 「民法上、短期消滅時効という語は、169 条の時効を含めて 10 年よりも短い時効期間を有する消滅時効すべてを指す意味で用いられる場合と、とくに 170 条以下に規定する 3 年以下の消滅時効を指す意味で用いられる場合とがある」とされており（川島武宜編『注釈民法（5） 総則（5）』（有斐閣、1967）332 頁〔平井宜雄執筆〕）、本稿における短期消滅時効は、後者の民法 170 条以下を指す意味で用いている。

(89) （三年の短期消滅時効）

第 170 条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号

設業を営む法人の工事代金に係る債権は 3 年（民法 170 条 2 号）、卸売業又は小売業を営む法人の商品売買代金に係る債権は 2 年（民法 173 条 1 号）、運送業を営む法人の運送賃に係る債権や飲食業を営む法人の飲食料に係る債権は 1 年（民法 174 条 3 号、4 号）の消滅時効に該当することとなる。

2 時効制度、消滅時効制度及び短期消滅時効制度の存在理由

時効制度⁽⁹⁰⁾の存在理由については、一般に、①長期間継続した事実状態を法律上尊重し法律関係の安定を図ること、②権利の上に眠る者に対する法の保護を拒否すること、③長期にわたり権利を行使しないことによって証拠関

に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第 171 条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

（二年の短期消滅時効）

第 172 条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第 173 条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権

三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

（一年の短期消滅時効）

第 174 条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

三 運送賃に係る債権

四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

五 動産の損料に係る債権

(90) 時効制度には、「一定期間権利が行使されなかったことによって消滅するという消滅時効と、権利取得という効果を生ずる取得時効」がある（乾昭三、中井美雄編『新民法講義 4 金融取引法』（有斐閣、1984）342 頁〔中井美雄執筆〕）。

係が不明瞭となり、権利関係の立証が困難になることと説明されている⁽⁹¹⁾。消滅時効制度の存在理由については、これらのうち③によって説明され、「消滅時効の重点は、年月を経ると債務者の弁済の証明が困難になるという証拠関係の不明瞭に置かれる。」⁽⁹²⁾とされている⁽⁹³⁾。つまり、消滅時効制度の存在理由は、期間の経過に伴い証拠関係が不明瞭となった債務者の弁済に係る証明困難を救済するという債務者保護の一面があると解される⁽⁹⁴⁾。

短期消滅時効制度の存在理由については、我妻榮名誉教授は「これらの債権は、日常頻繁に生ずる上に、額も多くないのを常とし、かつ受取証書も交付されないことが多く、また交付されても、あまり長くは保存されないのが普通だから、短期の消滅時効によって法律関係を確定し、紛争を生じさせまいとする理由に基づく。」と説明されており⁽⁹⁵⁾、今回の民法改正における法制審議会部会資料⁽⁹⁶⁾のほか、他の解説書においても同様に説明されている⁽⁹⁷⁾。

(91) 我妻榮、有泉亨『民法1 総則・物権法〔第5版〕』（一粒社、2000）213頁、川島・前掲注(88)12頁～13頁〔川島武宜執筆、乾、中井・前掲注(90)343頁〔中井執筆〕など。

(92) 我妻、有泉・前掲注(91)213頁。

(93) 同旨の見解として「消滅時効の実質的な存在理由としては、真実弁済した債務者の証明困難を救済するという説明が適当である（日常的に発生する多数の債務の弁済の証拠をいちいち保存しておくのは困難である）。」（四宮和夫、能見善久『民法総則〔第8版〕』（弘文堂、2010）359頁）。

(94) 他方、弁済に係る証明困難の救済という説明に対しては、現代社会においては、書類の保存や記録の管理は容易であり、法令等において一定期間、証拠書類の保存が義務付けられている場合があるなど、証明困難を救済する必要がある場合は限られており、消滅時効制度の存在理由は、債務者が一定期間、弁済の記録を保存すればよいという事務効率化の点にあるとする見解もある（同上）。

(95) 我妻・前掲注(24)491頁。

(96) 法務省ホームページ「部会資料 14-2」（<http://www.moj.go.jp/content/000051157.pdf>）（最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日）4 頁。

(97) 四宮、能見・前掲注(93)383 頁など。なお、平井宜雄名誉教授は、我妻榮名誉教授のような短期消滅時効制度に係る存在理由の説明に対して「それによると短期消滅時効の存在理由は要するに、証拠保全の困難の救済という消滅時効制度一般の存在理由に解消せしめられている」と評されており、その理由だけでは必ずしも十分とはいえず、判例の立場を踏まえると、短期消滅時効制度の存在理由は、短期決済の必要性がある取引について、具体的な証拠保全方法にかかわらず、一律に短期時効に服すべきとする立法政策をとったと考えなければならないとされている（川島・前掲注(88)333 頁～334 頁〔平井執筆〕）。

しかし、この説明からは、債権の種類によって時効期間が異なる理由については、明らかではなく、この点を確認するため、次に、短期消滅時効制度の立法経緯を確認する。

3 短期消滅時効制度の立法経緯

現在の民法は、明治 29 年に制定・公布され、短期消滅時効制度の規定は、基本的には勅令・慣習法を基礎とするフランス民法を受け継いだものであり、それにドイツ民法及びイタリア民法を参照して起草されたものである⁽⁹⁸⁾。しかしながら、フランス民法等をそのまま模したわけではない⁽⁹⁹⁾。具体的には、医師の診療債権に係る 3 年の消滅時効（民法 170 条 1 号）は、当時のフランス民法 2272 条に規定される医師の診療債権に係る 1 年の消滅時効に由来するとされ⁽¹⁰⁰⁾、債権の種目は模しているが、時効期間は日本独自のものである⁽¹⁰¹⁾。民法 170 条の立法理由について、起草者の一人である梅謙次郎教授は、慣習上、速やかに請求又は弁済するものであり、長期間経過後、債権を証明することが困難であるためと説明されており⁽¹⁰²⁾、時効期間については説明されていない。

他の規定についても確認すると、例えば、商品の売買代金債権に係る 2 年の消滅時効（民法 173 条 1 号）は、当時のフランス民法 2272 条に規定され

(98) 川島・前掲注(88)332 頁～333 頁〔平井執筆〕。

(99) 反対意見として、平井宜雄名誉教授は、「日本民法は、フランス民法の規定をもつばら立法的に継受したにとどまり、短期時効を規定するに際し、取引慣習を顧慮した形跡はそれほど見出されないようである」と述べられている（川島・前掲注(88)333 頁〔平井執筆〕）。

(100) 内池慶四郎『消滅時効法研究 第二巻 消滅時効法の原理と歴史的課題』（成文堂、1993）88 頁〔脚注(1)〕、川島・前掲注(88)332 頁〔平井執筆〕。

(101) 1 年の時効期間が規定されている運送賃に係る債権（民法 174 条 3 号）や動産の損料に係る債権（民法 174 条 5 号）は、新たに定められた項目であるとされている（内池・前掲注(100)90 頁〔脚注(7)〕）。

(102) 「是等ノ債権ハ慣習上速ニ其請求ヲ為シ又速ニ其弁済ヲ了スルヲ常トシ且長日月ノ後其債権ヲ証明スルヲ難シトスルコト多ケレハナリ（原文旧字体）」（梅謙次郎『初版民法要義 卷之一總則編』（信山社、1992）361 頁）。

る 1 年の消滅時効に由来するとされ⁽¹⁰³⁾、起草者によると、この立法理由も民法 170 条と同様、速やかに請求又は弁済するものであることと説明されている⁽¹⁰⁴⁾ほか、1 年を 2 年とした点については、当時の慣習や信用取引の発達を踏まえ決定した旨、説明されている⁽¹⁰⁵⁾。この点、「2 年の期間の設定が、比較法的な視角からのみならず、当時の法状況、ほかの短期時効との兼ね合いなどから、総合的に検討、判断された結果だとみるべきであろうか。」とも解説されている⁽¹⁰⁶⁾。つまり、時効期間の長さは、単独で絶対的に定められたわけではなく、他の短期時効等とのバランスによって相対的に検討され、民法 170 条以下において職業別に規定されている債権の種類に応じた取引慣行を踏まえ、定められたものと解すべきではないかと思われる⁽¹⁰⁷⁾。

なお、明治 29 年に規定された短期消滅時効制度（民法 170 条～174 条）は、制定以降、民法 171 条及び 172 条に若干の修正（執行吏の削除や弁護士

(103) 金山直樹『時効理論展開の軌跡 - 民法学における伝統と変革 - 』（信山社、1994）391 頁〔脚注(1)〕、川島・前掲注(88)332 頁〔平井執筆〕。

(104) 「是等ノ債権ハ皆長ク其請求又ハ弁済ヲ怠ルヘキモノニ非サルヲ以テ特ニ其時効ヲ短縮セシナリ（原文旧字体）」（梅・前掲注(102)366 頁）。

(105) 「從來ノ日本ノ慣習ヲ見ルニ此処ニ規定シテアル場合ノ如キハ随分信用アル人ニ對シテハ一年ノ余モ請求ヲシナイデ置クト云フコトハ決シテ稀レナ事實デハナイヤウデアリマス然レモ現行法ニ於テモ之ハ矢張り時効ガ短カクナツテ居ルヤウデアリマススケレドモ多クハ一年デアツタト思ヒマス乍去一年ト限ツテアリマスルト云フト信用シテ長ク貸シテ置テモ宜シト思ツタ場合デモ一年ガ来レバ勢ヒ請求セザルヲ得ナイ就中今日ノ出訴期限ヲテアルト時効中断ノ結果ニ限ラレテ居ルノデ實際信用ノアル人デモ動モスレバ訴ヲ起シヤウナコトガ起ツテ来ル之ハ甚ダ宜シクナイ段々ト取引ガ盛ンナツテ来ルニ從ツテ早く事ガ落着スルコトヲ尚フト云フ必要ガアルト同時ニ信用ト云フモノガ発達シテ来ナケレバ往カヌ一年位ノ時期ハ直グ立ツテ仕舞ウカラ余リ短カクシテ置ケバ却テ信用ノ発達ヲ妨ゲルヤウナコトガアツテ面白クナイ」とされ、民法 174 条を 6 月から 1 年とした理由も同様とされている（法務大臣官房司法法制調査部監『法典調査会民法議事速記録一』（商事法務研究会、1983）561 頁・565 頁〔梅謙次郎発言〕）。

(106) 椿寿夫、三林宏編『権利消滅期間の研究』（信山社、2006）347 頁〔石松勉執筆〕。

(107) 民法 173 条は「日常頻繁に行われる取引関係についての特則」であり、民法 174 条は民法 173 条よりもさらに頻繁であり、また多くの場合に偶発的であり、したがって受領証などの保存がおろそかになりがちなる取引について、とくに短い時効期間を規定する。」とも説明されており（我妻榮ほか『第 4 版 我妻・有泉コンメンタール民法 - 総則・物権・債権 - 』（日本評論社、2016）341 頁～342 頁）、時効期間の長さは相対的なものであると解される。

法人の追加等) がされたこと及び平成 16 年に現代用語化されたこと以外は改正されておらず、今回の民法改正に至るまで、職業の区分や時効期間については、制定当時のままであった。

4 短期消滅時効制度が廃止された経緯

短期消滅時効制度については、次のとおり、理論上・実務上の問題点が指摘されており、時効期間を職業別に細かく区分している制度に合理性がなく、実際上も支障が生じていたため⁽¹⁰⁸⁾、廃止された。

(1) 理論上の問題点

列举されている債権は、制定当時、比較的低額で、短期決済が通常であり、証拠の不発行・不保存の慣習があると考えられていた代表的な債権であったが、現代社会においては、このような趣旨が妥当する債権は列举されたもの以外にも多く存在し、逆に、列举された債権の中に必ずしもこのような趣旨が当てはまらないものも生じてきている。このように、時代の変化に伴い、列举されている債権とその他の債権との時効期間の差異を合理的に説明することが困難になってきており⁽¹⁰⁹⁾、職業別に時効期間の区分を設けている制度の合理性について問題が指摘されている。

(2) 実務上の問題点

時代の変化によって職業や契約内容が多様化し、列举されたものに隣接する種類の職種等が生じたことにより、短期消滅時効の適用を受ける債権であるか否かの判断が困難となっており⁽¹¹⁰⁾、債権ごとに短期消滅時効の該当性を確認する必要がある点で煩瑣であるという問題が指摘されている。

(108) 法務省ホームページ「部会資料 31」(<http://www.moj.go.jp/content/000095059.pdf>) (最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日) 3 頁。

(109) 法務省ホームページ「部会資料 69A」(<http://www.moj.go.jp/content/000119882.pdf>) (最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日) 8 頁。

(110) 前掲注(109) 7 頁。

第 3 節 法人税基本通達 9-6-3 の概要及び民法 173 条、 174 条との比較

1 法人税基本通達 9-6-3 の概要

法基通 9-6-3⁽¹¹¹⁾は、法基通 9-6-1 及び 9-6-2 と同様、貸倒れの判定に関する基準の一つとして示されているところ、法基通 9-6-1 及び 9-6-2 では、対象が金銭債権とされているのに対し、法基通 9-6-3 では、対象が売掛金や未収請負金等の売掛債権のみとされていることが、特徴の一つとして挙げられる。この特徴から法基通 9-6-3 は、「売掛債権の特例」といわれている。また、貸倒れが認められる場合について、法基通 9-6-1 では、更生計画認可の決定により切り捨てられた場合など、法律上、金銭債権が消滅した場合が示されており、法基通 9-6-2 では、法律上、金銭債権は存在しているが、債務者の支払能力等から経済的な意味で消滅しており、事実上、金銭債権の全額が回収できない場合が示されている⁽¹¹²⁾。他方、法基通 9-6-3 では、法律上、売掛債権は存在し、また、債務者の支払能力等から回収不能と断定し得るまでは至っていないが、債務者との取引を停止した時以後 1 年以上経過した場合等、形式的な基準を満たすことに

(111) (一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ)

9-6-3 債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、その債務者に対して有する売掛債権(売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下 9-6-3 において同じ。)について法人が当該売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金処理をしたときは、これを認める。

(1) 債務者との取引を停止した時(最後の弁済期又は最後の弁済の時が当該停止をした時以後である場合には、これらのうち最も遅い時)以後 1 年以上経過した場合(当該売掛債権について担保物のある場合を除く。)

(2) 法人が同一地域の債務者について有する当該売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用に満たない場合において、当該債務者に対し支払を督促したにもかかわらず弁済がないとき

(注)(1)の取引の停止は、継続的な取引を行っていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至った場合をいうのであるから、例えば不動産取引のようにたまたま取引を行った債務者に対して有する当該取引に係る売掛債権については、この取扱いの適用はない。

(112) 瀬戸口・前掲注(84)70 頁・76 頁。

より、事実上、貸倒れがあったとして損金処理をすることが認められているため⁽¹¹³⁾、法基通 9-6-3 は、「形式上の貸倒れ」ともいわれている⁽¹¹⁴⁾。

この形式的な基準については、債務者との取引を停止した時以後 1 年以上経過した場合（法基通 9-6-3（1））と同一地域の債務者について有する売掛債権の総額がその取立てのために要する旅費等に満たない場合（法基通 9-6-3（2））の二つが示されている。前者の法基通 9-6-3（1）については、「取引を停止していること」及び「取引停止以後 1 年以上経過していること」の間接事実によって、回収不能が認められる取扱いであるところ、この取扱いの対象となる取引は継続的な取引であるため、不動産取引のように、たまたま取引を行ったような場合については対象とはされていないので、注意を要する（法基通 9-6-3 注書き）。また、後者の法基通 9-6-3（2）については、取立費用に満たないような少額債権について、その経済的合理性から貸倒れが認められているところ、取立費用と比較する債権の額は、同一地域の債務者に係る総額であることに留意する必要がある。

なお、短期消滅時効制度と関連するのは、法基通 9-6-3（1）の取扱いであるとされている⁽¹¹⁵⁾。

2 法人税基本通達 9-6-3（1）と民法 173 条、174 条の比較

（1）対象となる債権の範囲

法基通 9-6-3（1）の対象となる債権は売掛債権（貸付金等を除く。）であるため、営業活動によって生じた売掛債権のほとんどが対象となるものの、継続的な取引が前提とされていることから、不動産取引のように、

(113) 瀬戸口・前掲注(84)85 頁参照。

(114) 「形式的に貸倒れとして処理することを認めている。税務では、これを『形式上の貸倒れ』とよんでいる」のように説明している解説もある（金井澄雄『貸倒損失・貸倒引当 税務処理・申告・調査対策〔第 3 版補訂版〕』（中央経済社、2010）162 頁）。

(115) 「売掛債権の償却の特例のうち、特に（1）の部分、すなわち、取引停止後 1 年以上経過した場合の貸倒償却の特例は、売掛債権についての民法上の短期時効を考慮した取扱いになっております。」（渡辺、山本・前掲注(86)300 頁〔渡辺発言〕）。

たまたま取引を行った場合の売掛債権は含まれない。他方、民法 173 条、174 条では、卸売商人等の商品売買代金に係る債権（民法 173 条 1 号）や運送賃に係る債権（民法 174 条 3 号）などが限定的に規定されており、特定の職業に関して生じた債権のみが対象とされている。

このように、法基通 9-6-3（1）と民法 173 条、174 条では、対象となる債権の範囲が異なっているため、いずれか一方にしか該当しない場合が当然に生じ得る。例えば、地代家賃債権（民法 169 条）は、法基通 9-6-3（1）の売掛債権には該当するが、民法 173 条、174 条には該当しない。反対に、単発取引の商品売買代金に係る債権（民法 173 条 1 号）は、法基通 9-6-3（1）には該当しないが、民法 173 条には該当する。

（2）要件とされる期間及びその起算点

法基通 9-6-3（1）と民法 173 条、174 条の要件は、法基通 9-6-3（1）では、「取引を停止した時以後 1 年以上」とされ、民法 173 条、174 条では、「権利を行使することができる時」（民法 166 条 1 項）から民法 173 条は 2 年、民法 174 条は 1 年とされている。

このように、法基通 9-6-3（1）と民法 173 条、174 条では、要件とされる期間及びその起算点が異なっているため、取引停止以後 1 年以上経過している債権であっても、権利を行使することができる時から 2 年又は 1 年が経過していない場合があり、その反対も当然にあり得る。

（3）要件が満たされた場合の法人税法上の効果

法基通 9-6-3（1）の要件が満たされた場合、言い換えると、ある債務者との取引を停止した時以後 1 年以上が経過した場合、その債務者に対する売掛債権は、貸倒れとして損金処理をすることが認められる。他方、民法 173 条、174 条の要件が満たされた場合、言い換えると、ある債権の支払期日から 2 年又は 1 年が経過した場合、時効が完成する。時効が完成した場合については、第 2 章第 1 節 2 のとおり、法人税法上、時効が完成したことのみをもって回収不能とは認められず、貸倒れとして損金処理をすることはできないという見解で一致している。裁判例においても「課税

実務上、時効により権利を取得した者に対する課税上の取扱いにつき、時効の援用の時に一時所得に係る収入金額が発生したものとし、時効により権利を喪失した者については、それが法人である場合は、時効が援用された時点を基準に時効取得により生じた損失を損金算入する扱いがされているが、正当な取扱いとして是認することができる⁽¹¹⁶⁾、課税実務では、「時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるものと解するのが相当」⁽¹¹⁷⁾という、不確定効果説の停止条件説が採用されていると解される。そのため、法基通 9-6-3 (1) の要件が満たされた場合と、民法 173 条、174 条の要件が満たされ時効が完成した場合の法人税法上の効果については、一致するものではない。

(4) 取扱いが認められている理由

法基通 9-6-3 の取扱いが認められている理由は、商品の販売等の営業活動によって生じた売掛債権は、貸付金等のようにその支払が遅延したからといって直ちに債権確保のための手続をとることが事実上困難であること⁽¹¹⁸⁾や、売掛債権のように大量回帰的に生ずる金銭債権の貸倒れの実態を踏まえたもの⁽¹¹⁹⁾と説明されている。他方、短期消滅時効制度の存在理由は、「これらの債権は、日常頻繁に生ずる上に、額も多くないのを常とし、かつ受取証書も交付されないことが多く、また交付されても、あまり長くは保存されないのが普通だから、短期の消滅時効によって法律関係を確定し、紛争を生じさせまいとする理由に基づく。」⁽¹²⁰⁾のように説明されている。

(116) 大阪高裁平成 14 年 7 月 25 日判決・訟務月報 49 卷 5 号 1617 頁。

(117) 前掲注(27)。なお、益金算入についてであるが、税務訴訟において、確定効果説が採用されたとされる裁判例もある（広島地裁昭和 57 年 12 月 24 日判決・税務訴訟資料 132 号 1546 頁、仙台高裁昭和 63 年 2 月 25 日判決・税務訴訟資料 163 号 596 頁）。

(118) 小原・前掲注(11)878 頁、成松・前掲注(71)181 頁。

(119) 渡辺、山本・前掲注(86)299 頁〔渡辺発言〕。

(120) 我妻・前掲注(24)491 頁。

これらの理由を比較すると、法基通 9-6-3 の「大量回帰的に生ずる」という部分と短期消滅時効制度の「日常頻繁に生ずる」という部分については、類似する内容を示しているように思われる。しかし、法基通 9-6-3 (1) が対象としている債権は継続的な取引によるものであるため、「大量回帰的に生ずる」とは、同一の取引先から継続的に生じる債権を意味すると解され、両者が同様の内容を示しているとは必ずしもいえない。また、その他の理由については、ケースバイケースであるものが多いことから一概に判断することはできず、この意味においては、必ずしも一致するものではないといえる。なお、短期消滅時効制度の存在理由における「額も多くないのを常とし」という部分は、法基通 9-6-3 (1) ではなく、法基通 9-6-3 (2) と共通する特徴を示すものと解される。

また、短期消滅時効制度が廃止された理由は、時効期間を職業別に細かく区分している制度に合理性がなく、実際上も支障が生じていたからであるところ、法基通 9-6-3 では、対象となる債権について職業別の区分はないため、民法の改正理由からも関連は見いだせず、さらに、短期に限らず、消滅時効制度の存在理由は債務者保護の一面があると解される点についても、債権者の貸倒れの判定基準が示されている法基通 9-6-3 と関連があるとは考え難い。

以上、法基通 9-6-3 (1) と民法 173 条、174 条を比較した結果をまとめると、次表のとおりとなるが、対象債権や存在理由等の比較からは、関連性は見いだせなかった。なお、次表における「判定」欄は、法基通 9-6-3 (1) と民法 173 条、174 条が各要素において一致しているか(「△」は一部の一致)の判定結果を示している。

	法人税基本通達 9-6-3 (1)	民法 173 条、174 条	判定
対象債権	売掛債権 (貸付金等を除く)	職業別の債権	×
起算点	取引停止時	権利行使することができ る時 (民法 166 条)	×
期間	1 年以上	1 年、2 年	△
効果	損金処理が認められる	時効が完成する (援用で消滅)	×
継続取引	継続取引のみ	単発取引も含む	×
債権保全	履行が遅滞しても直ちに 債権確保の手続をとるの は事実上困難	単発取引の場合等、担保 を取る場合もあり得る	×
発生頻度	大量回帰的	日常頻繁に生ずる	△
金額	特になし ((2) は少額)	少額	×
領収証	特になし	不交付・不保存	×

第 4 節 法人税基本通達 9-6-3 の発遣・改正経緯からの検討

1 法人税基本通達 9-6-3 の発遣・改正経緯と短期消滅時効制度の関連

民法 173 条、174 条に規定されている内容については、第 2 節 3 で確認したとおり、明治 29 年の制定以降、改正されていない。他方、法基通 9-6-3 は、昭和 39 年 6 月 1 日付直審 (法) 89「法人税基本通達の一部改正 (貸倒損失関係等) について」により、新たに示され、その後、幾度かの改正を経て、昭和 55 年 12 月 25 日付直法 2-15「法人税基本通達等の一部改正について」により、現在と同様の内容となっている。この状況からは、仮に、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 が関連するとした場合、先に存在していたのは短期消滅時効制度であるため、両者の関係は、法基通 9-6-3 が

短期消滅時効制度の存在を考慮して示されたというものであり、その逆ではないことは当然として、短期消滅時効制度は制定以降その内容について改正されていないのであるから、法基通 9-6-3 の発遣以降の改正内容は、短期消滅時効制度に関連するものではない可能性が高いのではないだろうか。なぜなら、法基通 9-6-3 が発遣される際に短期消滅時効制度を考慮した部分は、短期消滅時効制度が改正されない限り、改正する必要がないからである。この点を踏まえ、法基通 9-6-3 の発遣・改正経緯を確認し、当時の課税庁の説明から、発遣・改正された背景や趣旨等を把握し、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連について明らかにする。

2 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが発遣される前の関連通達

- (1) 昭和 29 年 3 月 6 日付直法 1-33「会社更生法の適用を受けた会社に対して債権を有する者の課税上の特例について」(以下「更生債権特例通達」という。)

この更生債権特例通達は、法人又は個人が有する債権の債務者に対して会社更生法の適用があった場合の特例であり、更生手続の開始の決定があった場合、売掛金又は未収入金等について、利益の繰延べや流動負債に対する流動資産の比率に応じた貸倒れが認められ、また、更生計画の認可があった場合、売掛金又は未収入金等について、弁済が 5 年を超えて据え置かれる部分等の貸倒れが認められたものである⁽¹²¹⁾。当時、貸倒れに関する法人税法の取扱いについては、法人税法施行規則において現在の一括貸倒引当金(法人税法 52 条 2 項)に類する貸倒準備金が規定されていたほか、法基通 116⁽¹²²⁾において現在の法基通 9-6-1 (4)、9-6-2 に類する貸倒れの判定基準が示されていたところ、この更生債権特例通達によって、未回収債権に係る利益繰延の取扱い⁽¹²³⁾や貸倒れが認められる

(121) 武田・前掲注(36)1143 の 2 頁～1143 の 4 頁。

(122) 前掲注(42)。

(123) この未回収債権に係る利益繰延の取扱いについては、「売買利益のうち売掛金等に

据置期間等に関する基準⁽¹²⁴⁾が新たに示された。ただし、この更生債権特例通達による取扱い、会社更生法の適用を受けた会社に対する債権（以下「更生債権」という。）についての特例であるため、一般の債権については、適用されないことに留意する必要がある。

この更生債権特例通達が示された背景には、当時、各企業は金融の引締めに伴って著しい資金不足に陥り、売掛金の滞留、手形の不渡りが増加し、計算上の利益にかかわらず、現金回収に相当の期間を要していたところ、税務計算における厳格な貸倒れの判定基準が実情にそぐわないという問題があり、この問題に対する解決策の一つとして、更生債権について、形式的基準による貸倒れを認容することとしたとされている⁽¹²⁵⁾。なお、税務計算において貸倒れの判定基準が厳格な理由は、法律上、債権が消滅している場合はともかく、事実上の貸倒れについては、法律上、債権が消滅していないため、法人が貸倒れとした債権を、後日、回収する場合もあり得るが、その場合の全てにおいて収入として計上しているとは限らないからのように説明されており⁽¹²⁶⁾、この理由に対しては、理解できないわけではない。とはいえ、課税庁の厳格な事実認定が現実の貸倒れの実態を反映しているとは必ずしもいえないことを考慮すると、このような解決策を講じることは必要不可欠であると思われる。

(2) 昭和 29 年 7 月 24 日付直法 1－140「売掛債権の償却の特例等について」（以下「売掛債権特例通達」という。）

この売掛債権特例通達は、更生債権特例通達による更生債権についての

含まれ現金化されていないものに対する課税を猶予する」とものと説明されている（松井静郎「貸倒損失と貸倒準備金」税経通信 9 巻 7 号（1954）83 頁）。

(124) 期間の程度については、「問題となるのは棚上げとなつた部分である。これは棚上げの期間の長短によつて判断する以外に方法がない。その年限が 20 年とか 30 年とかいうような長期のものは出世証文と大差がないから貸倒として認められるのであるが、その年限が 1 年とか 2 年とかいう短期な場合は貸倒とは認められない。」と説明されている（松井・前掲注(123)81 頁）。

(125) 吉国二郎「売掛債権の償却の特例等の通達について」企業会計 6 巻 10 号（1954）74 頁。

(126) 松井・前掲注(123)74 頁～75 頁。

特例を拡大するもので、売掛債権については、発生の日から1年を超えて回収できない焦付債権に係る利益を繰り延べる取扱いが認められ、一般の債権については、債務者に対して会社更生手続の開始の決定があった場合等、一定の事実が発生した場合に、債務者の支払能力等を考慮することなく、その者に対する債権の2分の1以内⁽¹²⁷⁾の金額を貸倒れとして処理することができる⁽¹²⁸⁾。これらの取扱いにおける具体的な経理方法については、焦付債権に係る利益を繰り延べる場合は「未収差益勘定」、一定の事実が発生した場合に貸倒れとして処理する場合は「債権償却引当金勘定」により貸借対照表の負債の部に計上するとされている。また、未収差益勘定の対象となる売掛債権は、売掛金、未収加工料、未収請負金、未収運賃等であり、通常のいわゆる売掛金及びこれに類する債権に限るものとされ、貸付金、未収配当、保険会社の未収保険料や銀行の未収利子等は含まれない⁽¹²⁹⁾。なお、この売掛債権特例通達の発遣により、更生債権特例通達は廃止された。

売掛債権特例通達の発遣理由は、「債権回収の固定長期化及び貸倒の発生は経済界の一般的現象と認められるにいたり会社更生法の適用を受けた会社に対する債権のみに限定することはあまりに狭」⁽¹³⁰⁾いなど、経済界の状況を踏まえたものと説明されている。また、新たに示された未収差益勘定による利益の繰延べについては、経済のデフレ転換を背景に、売掛債権

(127) 2分の1という基準は、会社更生手続の開始の決定等の「事実に該当した場合のその後の整理による回収率が過去の実績から統計的に表れているのが2分の1程度が回収困難となつている現状から勘案したのである。」とされている（中村平男「売掛債権の償却等の特別措置について」産業経理 14 巻 9 号（1954）74 頁）。

(128) 中村・前掲注(127)72 頁～74 頁。

(129) 中村・前掲注(127)73 頁、内藤清博「売掛債権の償却の特例等に関する取扱について」税経通信 9 巻 12 号（1954）210 頁。なお、貸付金等の債権が除かれた理由については、「貸付金等は、いわゆる売掛債権ではなく、また通常は担保物の提供等によつて担保されているものが多く貸倒れとなる危険も売掛金等に比べ極めて少く、又金融機関に対しては、特にその危険の多い中小企業者に対する貸付金について、さきごろ貸倒準備金の繰入限度額の特例が認められた等の点にかんがみ、この取扱の対象からは除外されたのである。」とされている（同上、211 頁）。

(130) 後藤・前掲注(47)52 頁。

の回収が長期化した結果生じる資金不足による納税困難を考慮した措置であるとされ、「現今のごとく通常の売掛債権について回収の長期固定化、貸倒れの発生等を見るに至つたので、回収の長期化した債権等については割賦販売上の債権と同様に発生主義に対する一つの例外として回収基準による未実現部分の利益の繰延べを認めて課税所得を計算することがむしろ衡平の見地に合致するものと考えられるに至つた。」と説明されている⁽¹³¹⁾。つまり、未収差益勘定の取扱いは、売掛債権の回収遅延による納税困難を考慮し、1 年以上の焦付きを条件に、発生主義による課税を現金主義による課税に事後的に調整するものである⁽¹³²⁾。

なお、「未収差益勘定」及び「債権償却引当金勘定」が設けられたことにより、税務計算における厳格な貸倒れの判定基準が実情にそぐわなかったという問題は、ほとんど解決したとされている⁽¹³³⁾。

(3) 昭和 30 年 12 月 6 日付直法 1-223『売掛債権の償却の特例等について』
通達の一部改正（債権金額の範囲等関係）等について

この改正では、未収差益勘定の設定の対象となる売掛債権の範囲や債権償却引当金勘定を設けている債権について一部弁済があった場合における充当の順序などの取扱いが追加された⁽¹³⁴⁾。具体的には、未収差益勘定を設けることのできる債権に、倉庫業の未収保管料、不動産貸付業の未収地代、家賃、仲立業の未収手数料等が含まれるとされた⁽¹³⁵⁾。

(131) 後藤・前掲注(47)51 頁。

(132) 内藤・前掲注(129)210 頁。なお、未収差益勘定制度については、「貸倒準備金としての性格と発生主義による所得計算のじ後調整との二様の性格を有するものと考えられていたものである。」とも説明されている（内藤清博「貸倒れの判定基準の改正等について」税務通信 819 号（1964）16 頁）。なお、この取扱いは、発生主義に対する一つの例外であるので貸倒れとして考えるものではないとされている（後藤・前掲注(47)54 頁）。

(133) 小宮保「法人税基本通達改正意見の批判」税経通信 10 卷 12 号（1955）143 頁。

(134) 松井静郎「売掛債権の償却の特例に関する通達の改正について（一）」財経詳報 8 号（1955）26 頁。

(135) 同上。

3 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが発遣された時の説明等からの検討

- (1) 昭和 39 年 6 月 1 日付直審（法）89「法人税基本通達の一部改正（貸倒損失関係等）」について

この改正では、債権償却引当金勘定の取扱いが緩和されるとともにその名称が「債権償却特別勘定」に改められ、未収差益勘定が廃止されたほか、貸倒れの判定基準の大幅な緩和として、現在の法基通 9-6-3 に相当する取扱いが、法基通 78 の 4 《一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ》⁽¹³⁶⁾として、新たに示された⁽¹³⁷⁾。この法基通 78 の 4 では、概ね現在の法基通 9-6-3 に類する内容が示されていたが⁽¹³⁸⁾、取扱いが大き

(136) （一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒れ）

78 の 4 債務者について次に掲げる事実が発生した場合には、当該債務者に対して有する売掛金等（貸倒引当金の設定の対象となる債権のうち売掛金その他これに準ずるものをいう。以下 78 の 5 において同じ。）については、これを貸倒れとして経理することができるものとする。この場合においては、当該債務者に係る売掛金等について 78 の 2 または 78 の 3 に該当することとなるまでは備忘価額を付するとともに、補助簿を備え付け、当該貸倒れとした金額について各人別の明細およびその後における回収状況等を明らかにするものとする。

- (1) 債務者との取引の停止（当事者間の契約等によりあらかじめ一定期間据置後弁済することを約しているものまたは賦払いにより弁済することを約しているものについては、当該据置期間の満了または最後の弁済期の到来）後 2 年以上を経過し、その間において取引停止前に生じた売掛金等についての支払を督促したにもかかわらず弁済がない場合（当該売掛金等について担保物のある場合を除く。）
- (2) 同一地域における債務者に対して有する売掛金等（通信販売に係るものを除く。）の総額がその取立てのために要する旅費その他の費用にみえないものについて支払を督促したにもかかわらず弁済がない場合

(137) これらの改正は、法人税法における貸倒準備金制度の改正に関連するものであり、税制調査会における税法整備に関する答申において、従来の貸倒準備金を貸倒引当金に改めるとともに、従来貸倒れの一連の取扱いとして取り扱われてきた債権償却引当金や未収差益勘定の取扱いについても貸倒引当金に統合する等の整備を図り、制度の簡素化を行うよう指示されたことを受けたものとされている（中村・前掲注(72)55 頁～56 頁）。

(138) 現在の法基通 9-6-3 と比較すると、文言整理等を除き、次の 6 項目に違いがある。

- ① (1) について「取引の停止後 2 年以上」とされていること
- ② (1) について「支払を督促したにもかかわらず弁済がない場合」とされていること
- ③ (2) について「通信販売に係るものを除く。」とされていること
- ④ 損金経理が要件とされていないこと

く異なる部分として「取引を停止した時以後 1 年以上」という部分が「取引の停止後 2 年以上」とされていたことが挙げられる。

この通達が新たに示された理由は、「旧基本通達『116』では、たとえ債務者との取引の停止をして一定期間弁済がなくても、債務者が事業を継続しているような場合にはなお弁済能力があるものとして貸倒れの経理を認めないこととしていたため実情にそわない面があつたこと、および未収差益勘定制度の廃止に代わる制度として救済措置を講ずる必要があつたこと等」と説明されている⁽¹³⁹⁾。つまり、現在の法基通 9-6-3 に相当する法基通 78 の 4 の取扱いが発遣された主たる理由は、取引停止後、一定期間弁済がない場合に貸倒れが認められないことが実情にそぐわなかったことや未収差益勘定制度の廃止に代わる制度が必要だったこと⁽¹⁴⁰⁾であり、短期消滅時効制度があつたからではない。そのため、この取扱いに係る内容⁽¹⁴¹⁾や対象債権⁽¹⁴²⁾は、未収差益勘定制度との関連で説明されており、短

⑤ 補助簿の備え付けなどを要すること

⑥ (注) がないこと

なお、①から⑤までは昭和 42 年、⑥は昭和 46 年の改正により、現在の法基通 9-6-3 の内容に改められている。

(139) 内藤・前掲注(132)19 頁。

(140) 未収差益勘定制度の廃止に代わる制度が必要である理由は、昭和 39 年の税制改正では、貸倒準備金を評価性引当金の性格をもつ貸倒引当金に改めるとともに、その繰入率を大幅に引き上げることにより、未収差益勘定の取扱いを吸収することとされたが、貸倒引当金は青色申告法人に限って認められていたのに対して、未収差益勘定は青色申告法人以外の法人についても認められていたことによる影響をおぎなうためとされている(中村・前掲注(72)55 頁～56 頁)。

(141) 「従来未収差益勘定の設定の条件である 1 年以上のこげつき債権という条件は 2 年以上ということになって延長されたが、損金に算入される金額は未収差益勘定の場合にあっては売掛債権のうちに含まれている売買差益相当額であつたものが、この取扱では売掛金等の全額となつた点で大きな緩和措置となる」(内藤・前掲注(132)19 頁)。

(142) この取扱いの対象となる債権は、売掛金、未収加工料、未収請負金、未収運賃、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃等の営業上の債権であり、貸付金は含まれないとされており(内藤・前掲注(132)18 頁、青木茂「金銭債権をめぐる決算留意事項と税務調整」税経通信 19 巻 12 号(1964) 115 頁、桜井巳津男「貸倒れの判定基準の改正等について」税経通信 19 巻 9 号(1964) 83 頁～84 頁)、未収差益勘定制度と同様である。また、貸付金が除かれる理由については、①貸付金は通常、担保をとっていること、②この取扱いが未収差益勘定制度に代わるものであることと説明されて

期消滅時効制度との関連では説明されていない。

また、未収差益勘定制度は利益相当を繰り延べる制度であるのに対し、法基通 78 の 4 は債権の全額（備忘価額を除く。）を貸倒れとするものであるため、それぞれにおける効果は異なるものの、法基通 78 の 4 が未収差益勘定制度に代わる救済措置であるという発遣理由からすると、法基通 78 の 4 は、未収差益勘定制度が有していた発生主義による課税を現金主義による課税に事後的に調整し、税務計算における厳格な貸倒れの判定基準が実情にそぐわなかったという問題を解消する役割を引き継いでいると解される。

なお、この法基通 78 の 4 の取扱いは、法律上、債権が消滅していないにもかかわらず、形式的な基準により貸倒れを判定するものであるため、簿外資産となることのないよう備忘価額を付す必要があり、補助簿によりその後の回収状況等を明らかにすることとされている。

（２）法人税基本通達 9－6－3 の取扱いが短期消滅時効制度と関連する部分

法基通 78 の 4 の取扱いと短期消滅時効制度が関連する部分については、「2 年という基準は、民法第 173 条の短期消滅時効の考え方を採り入れたものである。」⁽¹⁴³⁾、「2 年とは、民法第 173 条の生産者、卸商業、小売商等における 2 年の短期消滅時効を想定したもの」⁽¹⁴⁴⁾及び『『2 年』』という期間は、生産物、商品の代価等の短期消滅時効の期間（民法第 173 条）を参考としたものである⁽¹⁴⁵⁾と説明されている。これらの説明からすると、法基通 78 の 4 の取扱いと短期消滅時効制度が関連する部分は、「取引の停止後 2 年以上」という要件のうち、「2 年」という期間についてであることは間違いないだろう。

いる（新井益太郎ほか「〔座談会〕貸倒損失の取扱」税経通信 19 巻 10 号（1964）168 頁～169 頁〔内藤清博発言〕）。

(143) 内藤・前掲注(132)19 頁。

(144) 桜井・前掲注(142)84 頁。

(145) 井上久弥「貸倒損失等に関する法人税基本通達の一部改正」税理 7 巻 9 号（1964）18 頁。

では、どのような意図で民法 173 条に規定されている「2 年」という期間がこの通達に採り入れられたのかを検討する。まず、「民法第 173 条の短期消滅時効の考え方を採り入れた」という説明について検討すると、「短期消滅時効の考え方」として想定されるのは、「これらの債権は、日常頻繁に生ずる上に、額も多くないのを常とし、かつ受取証書も交付されないことが多く、また交付されても、あまり長くは保存されないのが普通だから、短期の消滅時効によって法律関係を確定し、紛争を生じさせまいとする理由に基づく。」⁽¹⁴⁶⁾という短期消滅時効制度の存在理由であるが、これは、民法 170 条以下に掲げられている債権について共通するものであり、民法 173 条についてのみ該当するものではない。そのため、3 年の消滅時効が規定されている民法 170 条や 1 年の消滅時効が規定されている民法 174 条等もある中、2 年の消滅時効が規定されている民法 173 条を採り入れた理由にはならない。

また、第 2 節 3 において、短期消滅時効制度における各時効期間の長さは、単独で絶対的に定められたわけではなく、他の短期時効等とのバランスによって相対的に検討され、民法 170 条以下において職業別に規定されている債権の種類に応じた取引慣行を踏まえ、定められたと解すべきと整理したことからすると、民法 173 条に規定されている 2 年という時効期間の長さについては、固有の考え方があるものではないと考えられる。

このように「民法第 173 条の短期消滅時効の考え方を採り入れた」という説明における「考え方」は判然としない。

次に、「民法第 173 条の生産者、卸商業、小売商等における 2 年の短期消滅時効を想定したもの」及び「生産物、商品の代価等の短期消滅時効の期間（民法第 173 条）を参考としたもの」という説明について検討する。これらの説明では、商品売買代金に係る債権（民法 173 条 1 号）、請負に係る債権（同条 2 号）、授業料等に係る債権（同条 3 号）が規定されている

(146) 我妻・前掲注(24)491 頁。

民法 173 条のうち、同条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権が具体的に示されている。この点、法基通 78 の 4 の取扱いが対象とする「売掛金等」に着目すると、「売掛金等」とは、「貸倒引当金の設定の対象となる債権のうち売掛金その他これに準ずるもの」であり、売掛金のほか、通常売掛金とはいわない未収加工料、未収請負金、未収運賃、未収手数料、未収保管料、未収地代家賃等も含むとされている⁽¹⁴⁷⁾。そのため、法基通 78 の 4 の取扱いが対象とする「売掛金等」には、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権は当然に含まれるが、他に規定されている債権も含まれる。例えば、民法 169 条に規定されている定期給付債権に該当する地代家賃に係る債権や民法 174 条 3 号に規定されている運送貨に係る債権のほか、旧商法 522 条に規定されている商事消滅時効の対象となるサービス対価の手数料に係る債権も、法基通 78 の 4 の取扱いが対象とする「売掛金等」に含まれる。課税庁の説明においても「商売をしていると債権者の資力にかかわらず、事実上回収できない貸金がとどこおることがある。一般に料理店の売掛金等にこういう事例が多く見られる。(中略)通達では一定の条件のもとにこのような貸金の貸倒処理を認めることとされた。」とされており⁽¹⁴⁸⁾、法基通 78 の 4 の取扱いの対象となる「売掛金等」には、民法 174 条 4 号に規定されている飲食料に係る債権も含まれる旨、説明されている。したがって、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権は、法基通 78 の 4 の取扱いが対象とする「売掛金等」の一部にすぎない。

しかしながら、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権は、「いわゆる売掛代金債権がその代表的なもの」⁽¹⁴⁹⁾や「一般に営業者の取引から生ずる債権」⁽¹⁵⁰⁾とされているように、短期消滅時効制度の対象となる債権の中で、法基通 78 の 4 の取扱いが対象とする「売掛金等」

(147) 前掲注(142)参照。

(148) 中村・前掲注(72)57 頁。

(149) 我妻ほか・前掲注(107)341 頁。

(150) 川島・前掲注(88)356 頁〔平井執筆〕。

の概念に最も近い債権であるといえる。この点、課税庁の説明において「想定したもの」、「参考としたもの」とされていることを踏まえると、法基通 78 の 4 の取扱い、言い換えると、売掛金等の特例において、採り入れたとされている民法 173 条の考え方とは、この取扱いの対象として、必ずしも明確な対応関係が念頭にあったわけではないものの、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定した上で、商品売買代金に係る債権における 2 年の時効期間を参考としたものと解するのが妥当であると考えられる。

4 法人税基本通達 9-6-3 の取扱いが改正された時の説明等からの検討

- (1) 昭和 40 年 8 月 9 日付直審（法）59「法人税法等の全文改正（昭和 40 年 3 月改正）に伴う既往通達の改廃について」

この通達は、法人税法の全文改正に関連して発遣されたものであり⁽¹⁵¹⁾、法基通 78 の 4 の取扱いについては、債権償却特別勘定を設けている場合等との競合について、明らかにされた。具体的には、債権償却特別勘定を設けている場合又は債権償却特別勘定の設定事由があった場合には、法基通 78 の 4 の取扱いは適用しないこととされた⁽¹⁵²⁾。この改正理由は、その設定事由が生じた場合については、その設定事由に応じた法律手続による決定内容に従って取り扱われるべきだからと説明されている⁽¹⁵³⁾。

- (2) 昭和 42 年 12 月 21 日付直審（法）100「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて」

この通達は、昭和 41 年 10 月 17 日に企業会計審議会から公表された「税法と企業会計との調整に関する意見書」における批判⁽¹⁵⁴⁾等に応え、昭和

(151) 松橋行雄「法人税法の全文改正に伴う既往通達の改廃および経過的取扱いについて（その一）」財経詳報 614 号（1965）10 頁。

(152) 富山哲「法人税法の全文改正に伴う既往通達の改廃および経過的取扱いについて（その三）」財経詳報 616 号（1965）12 頁。

(153) 内藤清博「法人税法等の全文改正に伴う既往通達の改正について（その二）」税経通信 20 巻 14 号（1965）157 頁。

(154) 「個々の債権についてその回収不能を認定するに当たっては、この基準の適用は多

42 年度税制改正で推進された税制簡素化の一環として、貸倒処理に関する取扱いの弾力化と手続の簡素化を図ったものとされており⁽¹⁵⁵⁾、この通達により法基通 78 の 4 の取扱いは、次の 3 点について改正された⁽¹⁵⁶⁾。

- ① 法基通 78 の 4 (1) について、「取引の停止後 2 年以上」は「取引の停止をした時以後 1 年以上」とされ、「支払を督促したにもかかわらず弁済がない場合」は削除された⁽¹⁵⁷⁾。
- ② 法基通 78 の 4 (2) について、「通信販売に係るものを除く。」が削除された⁽¹⁵⁸⁾。

くの場合厳格に過ぎるきらいがあり、税務官庁と企業との間にこれを巡っての争いが絶えない。」(企業会計審議会特別部会「税法と企業会計との調整に関する意見書(昭和 41 年 10 月 17 日)」産業経理 26 巻 11 号(1966) 86 頁)。

- (155) 西野襄一「貸倒損失と債権償却特別勘定」週刊税務通信 1006 号(1968) 9 頁。
- (156) 法基通 78 の 4 に関連する取扱いの改正として、法基通 78 の 4 により貸倒れとして処理した後に、弁済を受けることを約したときは、その約した金額相当を益金の額に算入するとされていたが(法基通 78 の 5 《一定期間取引後弁済がないため貸倒れとした売掛金等について弁済があった場合の処理》)、実情にそわない面もあるので廃止され、実際に弁済を受けるまでは益金の額に算入しないことができるものとされた(駒崎清人「貸倒損失と債権償却特別勘定の取扱い」税務弘報 16 巻 2 号(1968) 41 頁)。
- (157) 削除された理由については、「商人が債権の回収につき努力を払うことは当然のことであるから、(1) については支払の督促の要件をはずすこととし」と説明されている(駒崎・前掲注(156)40 頁～41 頁)。また、この通達については、「その前提には、商人が、通常行なう売掛金回収の努力を払ったものであることが考えられていることは当然のことである。」とも説明されている(駒崎清人「法人税基本通達の一部改正について」週刊税務通信 1182 号(1971) 21 頁)。なお、削除される前は、「支払を督促」と記載されていたため、民法 150 条に規定されている支払督促(金銭の給付などを目的とする請求で簡易裁判所に申立てするもの(民法 150 条、民事訴訟法 382 条、383 条))をしなければ貸倒れとして損金処理ができないとも解し得たが、これらの説明により、法的手続にかかわらず、回収努力をしていればよいことが明らかにされたといえる。
- (158) 削除された理由については、「従来通信販売を除いていたのは、およそ通信販売の性格上、同一地域における売掛金の総額が取立費用等に満たないことも予想された上で取引されていると考えられたことによるものですが、そのような性格の通信販売であるとしても、債務者に支払いの督促をしないわけではなく、むしろ一般の取引よりは厳しく督促する筈ですから、その督促をしたにもかかわらず弁済がないような状態であれば、一般の売掛金等と区別して貸倒れ処理を認めないこととするいわれがないと考えられたため」と説明されている(桜井巳津男「貸倒れ・債権償却特別勘定の取扱い」税理 11 巻 3 号(1968) 79 頁)。

- ③ 法基通 78 の 4 の本文について、損金経理要件が明確化され、債権償却特別勘定を設けている場合等の適用除外要件及び補助簿の備え付け等の要件は削除された。

これらの改正内容のうち、法基通 78 の 4 (1) についてである①の改正内容を確認すると、「取引の停止後 2 年以上」の要件は、「取引の停止をした時以後 1 年以上」とされた。この「2 年」という部分は、昭和 39 年に法基通 78 の 4 の取扱いが発遣された際、まさに、短期消滅時効制度と関連する部分として説明されていた部分である。既述のとおり、短期消滅時効制度は、明治 29 年の制定以降、その内容は改正されていない。そのため、この「2 年」に係る改正は、民法の影響を受けたものではないと考えられる。

この改正について、改正趣旨及び改正理由を確認すると、改正趣旨は、弾力化を図ったものと説明されており⁽¹⁵⁹⁾、改正理由については、「取引停止後 2 年間の経過を待つことは長期にすぎること」⁽¹⁶⁰⁾や「企業における貸倒れの実態に即した処理を行なうこととしたもの」⁽¹⁶¹⁾と説明されている。このように、少なくとも確認された限りにおいては、民法との関連については説明されておらず⁽¹⁶²⁾、弾力化の一環として、貸倒れの実情を踏まえ、2 年を 1 年に縮めたものとされている⁽¹⁶³⁾。したがって、法基通 78

(159) 井上久弥「最近の改正法人税通達について」産業経理 28 巻 2 号 (1968) 97 頁、田中嘉男「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて (上)」財經詳報 736 号 (1968) 19 頁。

(160) 駒崎・前掲注(156)40 頁。

(161) 富山哲「貸倒損失および債権償却特別勘定の取扱いについて」税経通信 23 巻 2 号 (1968) 166 頁、その他、「取引停止後 2 年以上を経過しなければならないものが 1 年とすることによつて実情に沿うべく緩和された」とも説明されている(泉水一「債権貸倒れの税務」税経通信 23 巻 5 号 (1968) 162 頁)。

(162) この改正時における他の課税庁の説明としては、田中嘉男「減価償却制度の改正に伴う法人税の経過的取扱等について」(産業経理 24 巻 7 号 (1964)) も確認されたが、民法との関連については説明されていなかった。

(163) この他、「取引停止して、そのあとさらに 2 年間その回収がないという事実を積みかさねる、この 2 年が非常に長すぎるという問題がございまして、取引を停止することは、いわばその債権に対する回収可能性は非常に薄いという認識の一つだと思いますし、従来の 2 年というのを 1 年に縮めることにしております。」とも説明され

の4（1）の取扱いにおける取引停止要件に係る期間については、発遣された当初、対象として民法173条1号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定し、民法173条に規定されている「2年」という期間が採用されていたが、その後、民法における短期消滅時効制度が改正されていないにもかかわらず、貸倒れの実情を踏まえ1年に短縮されたこととなる。そのため、この改正後においては、法基通78の4の取扱いと短期消滅時効制度の関連は極めて薄くなったと考えられる（発遣された当初、想定したという意味においては関連を有している。）。

（3）昭和44年5月1日付直審（法）25「法人税基本通達の制定について」

法人税基本通達の全面改訂が行われ、法基通78の4の取扱いについては、通達番号が「78の4」から「9-6-3」とされたが、内容はそのまま継受されている⁽¹⁶⁴⁾。

（4）昭和46年6月15日付直審（法）20「法人税基本通達の一部改正について」

この改正は、「法人税基本通達制定後、通達事項に疑義があつたため個別通達により解釈の統一を図つて処理してきたもの等を法人税基本通達として整理したもの」とされており⁽¹⁶⁵⁾、法基通9-6-3については、この改正により注書きが追加された。この追加された注書きは、表現振りについては何点か異なる部分があるものの、その内容は、現在の法基通9-6-3の注書きと同一であるといえる⁽¹⁶⁶⁾。

注書きが追加された理由については、「一部の不動産業者等のうちにはた

ている（武田ほか・前掲注(50)163頁〔大塚俊二発言〕）。

(164) 中川一郎「新法人税基本通達の批判（6）- 9-4-5から9-7-18まで -」シュトイエル92号（1969）19頁。

(165) 駒崎・前掲注(157)15頁。

(166) 具体的には、「（1）の取引の停止は、継続的な取引を行なつていた債務者につきその資産状況、支払能力等が悪化したためその後の取引を停止するに至つた場合をいうのであつて、たとえば不動産取引のように同一人に対し通常継続して行なうことのない取引を行なつた債務者に対して有する当該取引にかかる売掛金等が1年以上回収できないにしても、この取扱いの適用はない。」と追加された。

たとえば特殊な関係のある個人の建物等の建設を請け負い、抵当権も設定せずまた督促もしないまま 1 年を経過させ、その 1 年経過時に 1 円を残して「貸倒れ」⁽¹⁶⁷⁾とするような、法基通 9-6-3 の取扱いを利用し、実質的な贈与を貸倒れとして処理しているような事例が見受けられたためと説明されている。この点、この改正は従来からの考え方を確認したにすぎないとも説明されており⁽¹⁶⁸⁾、従来からこの通達の（１）における「取引の停止」とは、継続的な取引を行っていた債務者について、その資産状況、支払能力等が悪化したため、その後の取引を停止するに至った場合をいうこととなる⁽¹⁶⁹⁾。この説明は、法基通 9-6-3 の取扱いが発遣された際、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定した上で、民法 173 条に規定されている 2 年という期間の考え方を採り入れたと解することとも整合的であると思われる。なぜなら、民法 170 条以下に定められている職業別の債権のうち、医療行為に係る債権（民法 170 条 1 号）、建設工事に係る債権（民法 170 条 2 号）、弁護士業務に関する書類や債権（民法 171 条、172 条）は、通常、同一の者と継続した取引により生じる債権ではなく、また、理容業やクリーニング業（民法 173 条 2 号）、学校教育業（民法 173 条 3 号）、運送業（民法 174 条 3 号）、飲食業（民法 174 条 4 号）、物品賃貸業（民法 174 条 5 号）などは、比較の問題になってしまうが、卸売業等における商品売買に比べれば、継続的な取引を行う場面は少ないと考えられるからである。

（５）昭和 55 年 12 月 25 日付直法 2-15「法人税基本通達等の一部改正につ

(167) 櫻井巳津男「法人税基本通達の一部改正について」産業経理 31 巻 9 号（1971）99 頁。

(168) 同上。

(169) この取扱いにおける「継続的な取引」を行っていたかについて、現在、国税庁ホームページにおいて、「通信販売により生じた売掛債権の貸倒れ」が掲載されており、結果として実際の取引が 1 回限りであったとしても、適用することができる場合について解説されている（国税庁ホームページ「通信販売により生じた売掛債権の貸倒れ」（<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/16/06.htm>）（最終閲覧日 2018 年 5 月 29 日））。

いて」

この改正は、法人税基本通達のいわゆる第三次改正であり、昭和 40 年に法人税法の全文改正が行われたことを契機として昭和 44 年に全面的見直しが行われた法人税基本通達について、10 余年が経過し、経済、社会情勢の変化等を踏まえ、総点検をしたものとされている⁽¹⁷⁰⁾。

この改正では、法基通 9-6-3 の内容については変更されていないものの、表現について、何点か改められており、その一つに、対象となる売掛金等の範囲が示されている括弧書きがある⁽¹⁷¹⁾。この改正理由は、一般の貸付金その他の金銭消費貸借契約に基づく債権については、この通達の適用はないところ、表現が必ずしも適切ではない面があり、執行上、トラブルとなる向きがあったため、表現を改めたと説明されており、さらに、この一般の貸付金に対して適用されない理由について、この通達の取扱いが売掛債権に係る短期時効制度（民法 173 条、174 条）の存在をも考慮しつつ定められたためと説明されている⁽¹⁷²⁾。この説明は、法基通 9-6-3 の取扱いと 1 年の消滅時効が規定されている民法 174 条の関連について、確認された限り、初めて言及されたものであり、この説明が現在の解説に影響を与えているものと思われる。

では、この説明における「短期時効制度（民法 173 条、174 条）の存在をも考慮」したとはどのような意味なのであろうか。おそらく、この説明は、法基通 9-6-3 における「取引を停止した時以後 1 年以上」の要件の「1 年」について、民法 174 条と関連すると説明しているものと思われる。

(170) 四元俊明「法人税基本通達等の一部改正について」税経通信 35 巻 11 号（1980）2 頁。

(171) 改正前は「売掛金等（売掛金その他これに準ずる債権で貸倒引当金の対象となるものをいう。）」とされていたところ、「売掛債権（売掛金、未収請負金その他これらに準ずる債権をいい、貸付金その他これに準ずる債権を含まない。以下 9-6-3 において同じ。）」とされた。

(172) 渡辺淑夫「解説 法人税基本通達等の一部改正について（2）」国税速報 3356 号（1981）6 頁、戸島利夫「法人税関係通達の第 3 次改正について 五 貸倒損失及び会費等」税経通信 36 巻 5 号（1981）58 頁、戸島利夫「貸倒損失」税理 24 巻 5 号（1981）102 頁。

る。しかし、「1 年」という期間については、上記（2）のとおり、昭和 42 年に「取引の停止後 2 年以上」から「取引の停止をした時以後 1 年以上」とされ、①同年の課税庁の説明では、民法 174 条との関連について説明しているものは確認されなかったこと、②改正理由は、「取引停止後 2 年間の経過を待つことは長期にすぎること」⁽¹⁷³⁾や「企業における貸倒れの実態に即した処理を行なうこととしたもの」⁽¹⁷⁴⁾とされていたこと及び③昭和 39 年に法基通 9－6－3 の取扱いが発遣された際、「2 年」が短期消滅時効制度と関連するものと説明され、その後、短期消滅時効制度が改正されていないにもかかわらず「1 年」に短縮されていたことから、法基通 9－6－3 と短期消滅時効制度の関連は極めて薄くなったと結論づけたところである。この点について、「短期時効制度（民法 173 条、174 条）の存在をも考慮」という説明は、この関連が極めて薄くなったという結論を必ずしも修正するものではないと考える。この説明以外、課税庁による説明が確認されなかったため推論の域を出ない面は否定できないが、この説明は、傍論として、「2 年」を短縮する際に何年が適当かを判断するに当たって、もともと民法の観点から「2 年」の考え方を採り入れたことを考慮し、より短い時効期間が規定されており、かつ、売掛金等に該当し得る債権が対象とされている民法 174 条の「1 年」を参考としたものと解すべきではないかと考える。

第 5 節 短期消滅時効制度の廃止による法人税基本通達 9－6－3 への影響

短期消滅時効制度と法基通 9－6－3 の関連について確認した結果、法基通 9－6－3 は、昭和 39 年に法基通 78 の 4 として発遣された際、債務者との取引の停止後 2 年以上を経過した場合に貸倒れとして損金処理が認められる取扱

(173) 駒崎・前掲注(156)40 頁。

(174) 富山・前掲注(161)166 頁。

いであり、この「2年」という期間が短期消滅時効制度と関連する部分であった。そして、具体的な関連とは、この通達の対象となる債権が売掛金等であるところ、必ずしも明確な対応関係が念頭にあったわけではないものの、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定した上で、商品売買代金に係る債権における 2 年の時効期間を参考としたものと解するのが妥当であるという結論を得た。

しかし、昭和 42 年、この通達は、短期消滅時効制度が改正されていないにもかかわらず、当時の貸倒れの状況を考慮し、その期間が「2年」から「1年」に改正されており、その後において 1 年の時効期間を規定する民法 174 条を考慮したと説明されているものの、この改正により対象債権の類似性は希薄化し、この通達と短期消滅時効制度の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度となったと解される。

また、昭和 39 年当時、この通達の発遣理由は、債務者との取引を停止して一定期間弁済がなくても、債務者が事業を継続しているような場合には、なお弁済能力があるものとして貸倒れの経理が認められないことが、貸倒れの実情にそぐわない面があったこと及び未収差益勘定制度の廃止に代わる救済措置を講ずる必要があったことと説明されており、短期消滅時効制度との関連については説明されていない。そして、この説明にもあるとおり、この通達は、貸倒れの実情を踏まえ、「取引停止」及び「一定期間弁済がないこと」の間接事実から回収不能の事実認定を行うものであり、消滅時効制度において時効が完成していることを必要とするものではない。

以上のとおり確認した結果、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度であり、時効の完成など、消滅時効制度における法的効果と関連を有するものではない。そのため、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、法基通 9-6-3 は影響を受けるものではないと考えられる。

なお、第 2 章において、消滅時効制度と貸倒損失の関係は、消滅時効制度における債権の発生から消滅までの一連において、ある債権が発生し、時効が完成した後、時効が援用された時、寄附金等に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されるという関係であることを確認した。そして、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が適用されていた債権は、5 年の一般消滅時効が適用されるため時効の完成が遅くなり、それに伴い、時効が援用される時期も遅くなることから、消滅時効により貸倒損失となる時期も遅くなる。他方、法基通 9-6-3 は、法律上、債権が消滅していない場合における貸倒れの取扱いであるため、時効の援用により債権が消滅する前に適用される取扱いである。そのため、短期消滅時効制度の廃止により時効が援用されるまでの期間が延びることによって、法基通 9-6-3 が適用される期間も延びることとなる。

この点、法基通 9-6-3 は、法律上、債権が消滅していない場合における回収不能の事実認定を、形式的な基準により行うものであり、回収不能の事実認定が困難である課税実務において重要な取扱いであることからすると、短期消滅時効制度の廃止により、適用される場面の増加が見込まれるため、今後、その重要性は増加するといえる。

また、法基通 9-6-3 に相当する取扱いである法基通 78 の 4 は、未収差益勘定制度に代わる措置であるため、未収差益勘定制度が有していた発生主義による課税を現金主義による課税に事後的に調整し、税務計算における厳格な貸倒れの判定基準が実情にそぐわなかったという問題を解消する役割を引き継いでいることを確認した。この点、短期消滅時効制度の廃止により、現実問題として、法人の帳簿上、回収可能性の低い債権が滞留する傾向が強くなることを考慮すると、その役割に対して期待される場面も増加すると考えられる。

これらを踏まえると、法基通 9-6-3 は、短期消滅時効制度と関連が薄いため短期消滅時効制度の廃止による影響を受けるものではないということに加えて、短期消滅時効制度の廃止により、その重要性・役割が期待される場面の増加が見込まれるという理由から、改正すべきではないと結論づけられる。

おわりに

本稿では、民法における短期消滅時効制度と法人税法における貸倒損失に関する取扱いである法基通 9-6-3 の関連を把握し、短期消滅時効制度の廃止による法基通 9-6-3 への影響を検討することを目的とし、まず、民法における消滅時効と法人税法における貸倒損失の関係について確認を行った。

消滅時効が援用された場合については、法律上、債権が消滅するため、その債権は回収不能となり、援用された時点で損失は確定する。そのため、法人税法上、寄附金等、別段の定め該当する場合を除き、損金の額に算入される（法人税法 22 条 3 項）。そして、法律上、債権が消滅した場合における貸倒れの取扱いが示されている法基通 9-6-1 には、消滅時効が援用された場合は示されていないものの、その内容を精査したところ、法基通 9-6-1 において示されている事実認定とは、寄附金に該当しないことの事実認定であり、法基通 9-6-1 に示されている場合が例示であると整理したことを踏まえると、法基通 9-6-1 は、法律上、債権が消滅した場合について、寄附金に該当しなければ、貸倒れとして損金の額に算入されることを示しているといえる。その結果、法基通 9-6-1 から法人税法 22 条 3 項と同様の結論が得られることが確認された。

つまり、消滅時効制度と貸倒損失の関係は、消滅時効制度における債権の発生から消滅までの一連において、ある債権が発生し、時効が完成した後、時効が援用された時、寄附金等に該当しない限り、貸倒れとして損金の額に算入されるという関係となる。そして、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、3 年、2 年又は 1 年の短期消滅時効が適用されていた債権は、5 年の一般消滅時効が適用されるため時効の完成が遅くなり、それに伴い、時効が援用される時期も遅くなることから、消滅時効により貸倒損失となる時期も遅くなる。この点、現実問題としては、時効期間が延びたからといって債権の回収可能性は必ずしも高くなるものではないことからすると、短期消滅時効制度の廃止により、法人の帳簿上、回収可能性の低い債権が滞留する傾向が強くなることが想

定される。

次に、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連を確認するため、これらの対象債権や存在理由等について比較を行った。その結果をまとめると次表のとおりとなるが、この比較からは、関連性は見いだせなかった。

	法人税基本通達 9-6-3 (1)	民法 173 条、174 条	判定
対象債権	売掛債権 (貸付金等を除く)	職業別の債権	×
起算点	取引停止時	権利行使することができる時 (民法 166 条)	×
期間	1 年以上	1 年、2 年	△
効果	損金処理が認められる	時効が完成する (援用で消滅)	×
継続取引	継続取引のみ	単発取引も含む	×
債権保全	履行が遅滞しても直ちに 債権確保の手続をとるのは事実上困難	単発取引の場合等、担保 を取る場合もあり得る	×
発生頻度	大量回帰的	日常頻繁に生ずる	△
金額	特になし ((2) は少額)	少額	×
領収証	特になし	不交付・不保存	×

※ 「判定」欄の「×」は不一致、「△」は一部一致を示している。

最後に、法基通 9-6-3 の発遣・改正経緯を確認し、当時の課税庁の説明から、この通達が発遣・改正された背景や趣旨等を把握し、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連について検討を行った。その結果、法基通 9-6-3 は、昭和 39 年に法基通 78 の 4 として発遣された際、債務者との取引の停止後 2 年以上を経過した場合に貸倒れとして損金処理が認められる取扱いであり、この「2 年」という期間が短期消滅時効制度と関連する部分であった。そして、具体的な関連とは、この通達の対象となる債権が売掛金等であるところ、必ず

しも明確な対応関係が念頭にあったわけではないものの、民法 173 条 1 号に規定されている商品売買代金に係る債権を想定した上で、商品売買代金に係る債権における 2 年の時効期間を参考としたものと解するのが妥当であるという結論を得た。

しかし、昭和 42 年、この通達は、短期消滅時効制度が改正されていないにもかかわらず、当時の貸倒れの状況を考慮し、その期間が「2 年」から「1 年」に改正されており、その後において 1 年の時効期間を規定する民法 174 条を考慮したと説明されているものの、この改正により対象債権の類似性は希薄化し、この通達と短期消滅時効制度の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度となったと解される。

また、昭和 39 年当時、この通達の発遣理由は、債務者との取引を停止して一定期間弁済がなくても、債務者が事業を継続しているような場合には、なお弁済能力があるものとして貸倒れの経理が認められないことが、貸倒れの実情にそぐわない面があったこと及び未収差益勘定制度の廃止に代わる救済措置を講ずる必要があったことと説明されており、短期消滅時効制度との関連については説明されていない。そして、この説明にもあるとおり、この通達は、貸倒れの実情を踏まえ、「取引停止」及び「一定期間弁済がないこと」の間接事実から回収不能の事実認定を行うものであり、消滅時効制度において時効が完成していることを必要とするものではない。

以上のとおり確認した結果、短期消滅時効制度と法基通 9-6-3 の関連は、この通達の取引停止要件における期間について、短期消滅時効制度に規定されている期間を参考としたという程度であり、時効の完成など、消滅時効制度における法的効果と関連を有するものではない。そのため、短期消滅時効制度が廃止されたことにより、法基通 9-6-3 は影響を受けるものではないと考えられる。

なお、上記のとおり、短期消滅時効制度の廃止により、時効が援用される時期が遅くなり、消滅時効により貸倒損失となる時期も遅くなるため、法律上、

債権が消滅していない場合の貸倒れの取扱いである法基通 9-6-3 が適用される期間は延びることとなる。法基通 9-6-3 は、回収不能の事実認定が困難である課税実務において重要な取扱いであることからすると、短期消滅時効制度の廃止により、適用される場面の増加が見込まれるため、今後、その重要性は増加するといえる。

また、法基通 9-6-3 に相当する取扱いである法基通 78 の 4 は、未収差益勘定制度に代わる措置であるため、未収差益勘定制度が有していた発生主義による課税を現金主義による課税に事後的に調整し、税務計算における厳格な貸倒れの判定基準が実情にそぐわなかったという問題を解消する役割を引き継いでおり、短期消滅時効制度の廃止により、現実問題として、法人の帳簿上、回収可能性の低い債権が滞留する傾向が強くなることを考慮すると、その役割に対して期待される場面も増加すると考えられる。

これらを踏まえると、法基通 9-6-3 は、短期消滅時効制度と関連が薄いため短期消滅時効制度の廃止による影響を受けるものではないということに加えて、短期消滅時効制度の廃止により、その重要性・役割が期待される場面の増加が見込まれるという理由から、改正すべきではないと結論づけられる。